

## 決算審査特別委員会

9月21日（金）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

---

### ○出席委員（12名）

1番 森 一人 委員	2番 大野 敏行 委員
3番 佐久間 孝光 委員	4番 小林 朝光 委員
5番 畠山 美幸 委員	6番 河井 勝久 委員
7番 川口 浩史 委員	8番 清水 正之 委員
9番 安藤 欣男 委員	10番 松本 美子 委員
11番 渋谷 登美子 委員	12番 吉場 道雄 委員

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○委員外議員

長 島 邦 夫 議 長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春

---

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
山 岸 堅 護 総 務 課 庶 務 ・ 人 事 担 当 副 課 長	
伊 藤 恵 一 郎 総 務 課 財 政 契 約 担 当 副 課 長	
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長	
内 田 恒 雄 地 域 支 援 課 地 域 支 援 ・ 人 権 推 進 担 当 副 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
中 村 滋 税 務 課 課 税 担 当 副 課 長	
田 畑 修 税 務 課 収 税 担 当 副 課 長	

新	井	益	男	町民課長
山	下	次	男	町民課戸籍・住民担当副課長
村	上	伸	二	町民課保険・年金担当副課長
大	塚		晃	文化スポーツ課長
植	木		弘	文化スポーツ課生涯学習担当副課長
金	井	敏	明	文化スポーツ課交流センター館長
船	戸	豊	彦	文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
松	本	武	久	代表監査委員
青	柳	賢	治	監 査 委 員

---

### ◎委員長挨拶

○吉場道雄委員長 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、決算審査特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様には出席をいただきましてまことにありがとうございます。

審査は、本日から行いますが、慎重な審査をお願いいたします。

質疑をする場合には、簡単明瞭な形でお願いいたします。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔な答弁、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、松本代表監査委員、青柳監査委員におかれましては、3日間審査にご出席いただくということで、本日から出席いただいておりますのでご了承を願います。

(午前 9時28分)

---

#### ◎議長挨拶

○吉場道雄委員長 それでは、ここで、長島議長に出席をいただいておりますので、長島議長からご挨拶をいただきます。

○長島邦夫議長 皆さん、改めましておはようございます。今定例会も後半といえますか、中盤に差しかかりまして、いよいよ本日から決算審査特別委員会ということでございます。平成23年度の一般会計及び特別会計についてご審査いただくわけでございます。皆様方、その重要性は十分認識して本日も臨んでいるというふうに思います。改めて慎重な審査をよろしくお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎町長挨拶

○吉場道雄委員長 次に、岩澤町長からご挨拶をいただきたいとします。

○岩澤 勝町長 おはようございます。今年も23年度の決算審査をいただける時期になりました。今、委員長のほうからお話しありましたように、簡単明瞭な答弁をというご指摘をいただきました。職員も一生懸命きょうに向けて準備をしておりますので、しっかり答弁ができるようにやっていきたいというふうに思っております。

審査に当たりまして、いろいろご指導いただきながら、一生懸命対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○吉場道雄委員長 ありがとうございます。

---

#### ◎開会の宣告

○吉場道雄委員長 ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前 9時30分)

---

#### ◎開議の宣告

○吉場道雄委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

委員会の開会日につきましてお諮りいたします。

本委員会の開会は、本日9月21日金曜日、9月24日月曜日、9月25

日火曜日及び9月 26 日水曜日の4日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の開会は、本日9月 21 日金曜日、9月 24 日月曜日、9月 25 日火曜日及び9月 26 日水曜日の4日間と決定いたしました。

ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、認定第1号 平成 23 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、認定第2号 平成 23 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第3号 平成 23 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第4号 平成 23 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第5号 平成 23 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第6号 平成 23 年度嵐山町水道事業決算認定についての件及び議案第 47 号 平成 23 年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上、決算議案6件及び議案第 47 号の1件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願

います。

最後に、委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長よりの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りいたします。

申し合わせのとおり、認定第1号 平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思いを思います。

また、認定第2号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 平成23年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの審査は、歳入、歳出を一括して行いたいと思いを思います。その後、議案第47号 平成23年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査したいと思いを思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、実質収支に関する調書及び財

産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑を行うことに決しました。

また、認定第2号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件から認定第6号 平成23年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行うことに決しました。その後、議案第47号 平成23年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査することに決しました。

なお、認定第1号 平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第6号 平成23年度嵐山町水道事業決算認定についての件6議案につきまして総括質疑をする委員は、9月25日火曜日の午後1時までに委員長に届け出てください。

傍聴について申し上げます。

当委員会に傍聴の申し出がある場合は、原則許可したいと思いますので、ご了承を願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

### ◎認定第1号の質疑

○吉場道雄委員長 認定第1号 平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に、本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わってお

りますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いいたします。

なお、質疑がある委員は挙手により、委員長の指名後、ページ数をおっしゃってから簡潔に、またはっきりとお願いいたします。

また、質問の回数は1課局1回で3回までといたしますので、ご了承願います。

また、発言はマイクを通してお願いしたいと思いますので、質問者、答弁者とも着席のまま発言をするようお願いいたします。

マイクのスイッチは、発言をする前に入れていただき、発言が終わったら切ってくださいようお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時37分

---

再 開 午前 9時38分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 説明書のほうで質問したいと思いますが、14 ページの、15 ページも 16 ページにもありますが、個人町民税の昨年度の平均の所得を伺いたいと思います。

それから、差し押さえの件数、それと、その理由です。どんな理由だったのか、あと競売の状況、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、たばこ税が本会議のときの説明で売り上げは減という説明だったのです。ちょっとたばこ離れがどのくらい進んでいるのかということで、もし本数でわかればどのくらい減ったのか、伺えればと思います。

それから、15 ページの不納欠損の真ん中の第 15 条の 7 の 5 の財産の処分停止で町税が徴収できない。財産がない。これ誰か聞いたのかな、聞いたことがありますか。財産がないのに固定資産税が取れたり、個人町民税が取れたりというのは、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

去年は、固定資産税は、これほとんど競売だったのですか。今年もそうだったのかどうか伺いたいと思います。

それと、16 ページの法人町民税なのですが、法人町民税、これ 14 ページにも載っております。これが昨年より1億円近く伸びているわけです。地方消費税が 19 ページに載ってまして、今年が1億 7,900 万円だと。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 いや、ちょっと関係しますので。去年は1億9,200万円なのです。去年の比較で言うと6.5ポイントぐらい落ちているのです。つまり消費は落ちているのに、なぜ法人税が上がったのかというのが、私、どうも理由としてわからなくて、こういうもの調べていないよということになるのかもしれませんけれども、もしそこら辺の理由づけがわかったら伺いたいと思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 では、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えいたします。

まず、1つ目の平均所得ですけれども、平均所得については課税ベースの平均所得しか出ておりません。去年が291万2,000円です。給与の収入にしますと約431万5,000円になります。

次に、去年の差し押さえですけれども、件数が67件、金額にして437万9,909円です。内容といたしましては、所得税の還付金、これが12件、21万3,641円、預金の差し押さえですけれども、18件、260万5,150円、給与の差し押さえですけれども、36件、これ延べ人数ですけれども120万、それと線下補償の差し押さえですけれども、1件、これ供託金になります。36万1,118円です。

次に、競売はございませんでした。それと、たばこ税ですけれども、たば

こ税につきましては22年10月1日に改正がありました。それで、本数は確かに減っておるのですが、税率改正で上がっていますので、金額については上がっております。本数が23年度2,915万7,554本で、前年度と比較しまして404万5,225本減っております。前年対比にすると12.2%の減です。

それと、不納欠損の関係ですが、15条の7の5の該当ですけれども、これにつきましては、要は外国人がもう自分の国に帰国しまして、帰ってくる、それがいない状態とか、あと法人が倒産しまして、それでもう財産、取るものがないという形の即時欠損になっております。

それと、法人町民税の関係ですけれども、平成23年度につきましては、3月31日の地震の影響とか、タイの大洪水、円高、これの影響というのはほとんど受けておりません。要は、嵐山町については、3月31日の決算の法人が多いものですから、地震の影響というのは、さほどそういう影響は受けておりません。それで、いずれにしても税がふえているというのは、やっぱり食品関係がよかったです。あとインキ製造関係と食品関係、あと医療製造関係、あと産業廃棄物の処理業者、この辺がよかった原因です。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 わかりました。そうですか。競売は、この中ではなかったということなのですか。差し押さえ、毎回のようこう聞いていますけれども、

差し押さえまでいかなければならなかったというのは、どういう事態になったからこうなったのか、差し押さえまでいったのか、もし差しさわりなければお話ししていただければと思います。

それと、法人町民税なのですが、大変ふえて結構なことだし、その要因が食品、インキ、医療、産廃ですか。食品の場合は、ああいうスーパーなどの売り上げが伸びたということなのだと思うのですけれども、先ほど地方消費税のことをお話ししましたけれども、向こうは 6.5 ポイント落ちているのです。そうすると、食品関係以外で大きく落ち込んでいるという、6.5 ポイントが大きいのかどうかというのはちょっと私もそっちは詳しくないのでわかりませんけれども、いいことではないわけですよ。でも、法人税は伸びているということですから、それ以外のところが伸びているというふうに理解すべきことなのでしょうか。質問がちょっとまとまらないのですが、もしお答えできたらと思います。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えします。

差し押さえした原因というのは、まず初めに納付書を出しまして、その後に督促状を出します。それでもだめな場合、催告書を出してお願いしているわけですが、再三お願いしているにもかかわらず、納税相談にも来ていただけないとか、そういう人たちについては銀行等に預金調査します。預金調査をしたりして、残高照会をしまして、やっぱりあるのです、貯金が。預貯金あ

りますので、それでやむなくというか、ほかの人、ちゃんと納期で納めている人と均衡が保てないものですから、そういうことで差し押さえをさせていただいている状況です。

それと、法人ですけれども、先ほどよかった業種言いましたけれども、悪かった業種は、やっぱりちょっと自動車関係とか、あと銀行関係が前年度のその10傑の中からちょっと落ちている、今回は、23年度は10傑の中に入っていないものですから、そういう自動車関係、金融関係が落ちていると思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 説明書のほうの14ページで、法人の未収金が出てきているのですけれども、この法人未収、納められなかったというか、納めなかったというか、その部分はどういう理由からなのでしょう。

同じく滞納の部分も不納欠損している部分はあるのですけれども、滞納部分でも法人が収入未済になっていると。この理由は一体何なのか、お聞かせ願えればというふうに思います。

それから、これよくわからないのですけれども、純固定資産というのは一体どういうものなのですか。これもちょっと未済があるかなというふうに思いますので、その辺も含めてお聞かせ願いたい。

それから、コンビニ収納が始まったわけですが、61 ページです。コンビニ収納によってどれだけの収納率というかな、納める人がそのコンビニ収納によってどれだけアップしているのか、その辺もちょっとお聞かせ願えればというふうに思いますが。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

まず、法人町民税の関係の収入未済額ですが、これは5万円、5万円で2社です。1社については、23年度の滞納だけでなく、まだ22年とか、21年度の滞納がちょっとたまっている法人があります。それと1社の5万については、会社が倒産してしまっていて、それで未収の中に入っております。その2社で10万円貸しです。

それと不納欠損の中の31万円の不納欠損ですが、これは本当に会社が倒産しまして、もう取れる状態ではないという形になっております。

それと、この固定資産税の純固定資産税というのが土地、家屋、建物です。それで、交付金がありますので、分けている形で純固定資産税の中には土地、家屋、償却資産という形になっております。それと交付金で、合わせて固定資産税という形になっております。

それと、コンビニ収納ですが、昨年からはじめたわけですが、欠損の説明でもあったと思いますが、件数にして1万937件です。金額で1億7,026万6,601円、この1億7,000万の中には延滞金も若干入っており

ます。それと、パーセンテージなのですけれども、これは住民税の特別徴収とか、口座の振りかえとか、それを除いた形で国保をまぜて、普通徴収で納めている方のパーセンテージになるのですけれども、金額にして7%、コンビニで、その中の7%を占めております。

それと、コンビニ収納を始めて、土曜開庁をやっていますけれども、やっぱりコンビニ収納が始まったので土曜開庁が減りました。平成22年度の土曜開庁で納税額ですけれども、51日間開庁しまして587件、1,759万5,497円が22年度です。23年度は同じく51日間開庁しました。納税者は337件、金額にして1,049万1,159円、マイナスの710万からマイナスになっている、この部分がコンビニのほうに移っていると思います。

それと、軽自動車については、かなりコンビニで納めていただいております。軽自動車の収納率が一番コンビニの中ではよくて、28%を占めております。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 法人町民税の未収、倒産ということなのですけれども、嵐山町で企業の倒産というのはどのくらいあるのかというのはわかるのでしょうか。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 ちょっとそれは申しわけない。手元に資料はござい

ません。申しわけないです。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 個人町民税なのですけれども、これは予算額よりも実際にはかなり多く増額になったわけなのですが、それについての所得増加した要因の分析というのを伺いたいと思います。その結果だと思うのですけれども、うまく何か嵐山町も何とか松屋フーズに対して対応できたということがあるので、それについて伺いたいと思います。

それと、説明書の 14 ページになりますけれども、これいつも何うことというふうには言えは何うことなののですけれども、特別土地保有税の内訳、それについてと、それに係る固定資産税、滞納繰り越しを行っている事業者の、その固定資産税分の処理の方法、それを伺いたいと思います。

それと、58 ページになるのですが、職員の任期が出ていると思うのですけれども、正規の職員が 13 人と非常勤の人が 2 人という形で対応したわけですね。その中で非常勤の職員はどのような方をなさっていて、そして正規職員の方たちは、今の状況の中で嵐山町の税システムを見直すようなシステム的なものがなかったのかどうかということ、その時間的余裕というのですか、そういったものが 23 年度についてもなかったのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

個人町民税の関係ですが、これは幸いにしてというか、退職者が、退職所得の.....

○渋谷登美子委員 退職所得大きくないのだよね。

○中西敏雄税務課長 退職所得の個人町民税が、これ大きい方がいまして、1人で町民税だけで1,853万退職のほうで納めている方がいまして、退職金多分相当な額だったと思います。この関係で大変税収が伸びたという形になっております。

それと、保有税の関係なのですけれども、調定に1億3,776万4,449円上がっていますけれども、これは2社分です。内訳は、ちょっと申しわけないです。手元に申しわけないのですが。

それと、1社につきましては、先ほど言いました東電の線下補償、それがありますので、その三十何万というのを固定資産税に充てて、23年度までは全部入っております。それで、ちょっと余ったものですから、24年度の保有税に十何万ほど充当しています、24年度は。いずれにしても、供託金が見つかりましたので、その固定資産税については1社だけは滞納がないような状態になっております。

それと、職員の関係ですけれども、臨時職員2人となっているのですけれども、1人の人はもう受け付けの申告専門の人です。これは毎年お願いしています。申告会場で受け付け業務を通してしていただいております。もう

一人については、23年度収税担当の職員1人減らされてというか、1人減になりましたので、10月から3月まで緊急雇用の形で1人お願いいたしました。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。臨時職員の方ということではなくて、それはわかったのですけれども、具体的に税制のあり方というか、管理の、税務のあり方を見直すような体制を組める状況になかったのかどうかということ伺いたかったのですけれども、非常勤職員がもう少しふえればそういった対応ができたのかどうか、そのところなのです。それが一番肝心なところだと思っていますので、その点について伺いたいと思います。

あと、ごめんなさい。特別土地保有税のことに関して、私はちょっとよく内情的にはわかっているのですけれども、特別土地保有税がどういうふうな状況にあって、差し押さえが参加差し押さえになっている状況が2社ともありますよね。それについてちょっと説明していただければありがたいのですけれども。

○吉場道雄委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、職員の関係ですけれども、23年度の体制が22年度と比較しまして1人減という形になりましたけれども、それまで地区ごとでこうやって担当を分けていたのですけれども、ちょっとそれができ

なくなりまして、全員で一応カバーして徴収業務に当たろうということで、電算業務のほうもありますので、外に出るのがなかなかちょっと難しかったのですけれども、前までは収税業務も夜間業務とか、休日業務とかやっていたのですけれども、それだとちゃんと納税している方が不公平だということで、今は、全部滞納者に手紙を出しまして、今後土曜開庁、またコンビニもありますので、そちらのほうで対応してくださいということで、職員も1人ちょっと減になったものですから、そういう対応をしていました。

それと、特別土地保有税の関係なのですけれども、今、RCCのほうで競売になっております。それで1回目の競売が7月の頭にして不売に終わりました。また、今、農業委員会に通知が来ていまして、それが今度は来年の2月、金融のほうも若干落ちているのです。全部を含めての競売になっているのです、全筆の、嵐山分の。

○渋谷登美子委員 小川分もですよ。

○中西敏雄税務課長 嵐山分だけです。

○渋谷登美子委員 嵐山分だけですか。

○中西敏雄税務課長 嵐山分だけです。それで農地が中に入っているものですから、農業委員会のほうに通知が行っているのです。それで、今度2月のそれが予定になっております。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○**渋谷登美子委員** すみません。職員の関係なのですけれども、今までは地区ごとの担当であったということで、徴収と、それで電子申告のほうの2つに分けているということなのですけれども、その電子申告のあり方とか、そういったことをチェックするような体制自体は組める現状にはないというふうに考えていいのかどうか、それを伺いたいと思うのです。それは、申しわけないのですけれども、自己評価という形でお願いしたいと思います。

○**吉場道雄委員長** 中西税務課長。

○**中西敏雄税務課長** それでは、お答えします。

その14ページをちょっと見ていただきたいと思います。去年のがないのでちょっと比較になりませんが、収納率が、人数は、職員は1人減りましたけれども、臨時の方、半年お願いしたのですけれども、おかげさまで0.1ポイント幸いにして上がっております。私のほうとすれば、やっぱり言われた、与えられた職員の人数で今はやるという形で職員も頑張っておりますので、そういう形で進めていきたいと思っています。

以上です。

○**渋谷登美子委員** はい、わかりました。

○**吉場道雄委員長** ほかに。

〔発言する人なし〕

○**吉場道雄委員長** 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時07分

---

再 開 午前10時09分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 それでは、お聞きします。

35 ページの 16 款インターネットオークションで車ほか2件ということで  
50 万 4,200 円がついておりますので、この内容をお伺いしたいと思います。

説明書です、全部。あと、50 ページの7、公共公益施設建設基金管理事業というところで、広野文化村平成 21 年度精算分というのがあるのですが、  
けれども、これ多分深谷沼のほうの関係かなと思いますけれども、内容をお聞き  
したいと思います。

あと、57 ページの埼玉県電子入札共同システム参加が、こちら 50 万  
1,335 円でしたが、22 年度は 61 万 3,247 円だったのですけれども、どう  
してこれ値段が下がったのかお伺いします。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 電子入札につきましては、伊藤副課長のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、35 ページの物品売払収入のインターネットオークションの関係でございますが、車ほか2件ということで50万4,200円でございます。この主なものは、車椅子用のリフトつき日産セレナという車を社協のほうに貸していたわけでございますけれども、社協のほうでそれが不要になったということで、それを引き取りましてオークションに出しました。これが50万円で売却できたというものです。そのほかにビデオタイラーとか漢字タイラー、これはビデオを漢字にする、タイトルをつくるようなものですが、それが合わせて4,200円で売買ができたということで、合計で50万4,200円でございます。

それから、50 ページの関係の公共公益施設建設基金管理事業の関係ですが、基金積立金でございます。畠山委員さんをご指摘をいただきましたように、深谷沼の親水公園の測量設計の委託分でございますが、広野文化村の平成23年度末228万5,000円を取り崩したわけでございますけれども、その残額だということでございます。そうしまして、23年度末残高でございますけれども、文化村だけで申し上げますと169万8,000円がまだ残っているという状況でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 伊藤副課長。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、入札事業の埼玉県電子印刷共同参加システム参加負担金につきましてお答えさせていただきます。

本年度の50万1,335円につきましては、埼玉県では共同入札の電子入札の受け付けをしております関係の中の共同受け付け分としまして3万円と、共同システム負担金の47万1,335円とシステム開発費及び運営費の負担金でございます。こちらの共同システム負担金の電子入札の負担金のうちの運営費のほうが、開発費及び運営費で構成されておまして、こちらのほうが47万1,335円が減額したことによりまして、去年の61万3,247円が今年の50万1,335円に減額されたものでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 いいですか。

○畠山美幸委員 大丈夫です。

〔「ちょっとゆっくりしゃべってもらわない  
と」と言う人あり〕

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 わかりました。

○吉場道雄委員長 ほかに。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 私も初めてなものですから、こういう質問が可能かどうかというのはちょっとわからないのですけれども、不適切だったらご指摘くだ

さい。

この決算書のほうを見ると、電算委託料というのが大変大きな金額を占めているのですけれども.....

〔「ページ数は」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員 ページ数というか、全体にわたってなので、だからそれ各課でもいろんな事業ごとにいろいろあるものですから、それはトータル的にどれくらいの金額になるのか。事業によっては、この事業費の大半というか、それが電子委託料のような形になっているものですから、その金額に見合った費用対効果というか、多分人件費の削減だとかそういうことにつながっているのかどうか、ちょっとその辺のところを聞かせていただきたいと思います。

○吉場道雄委員長 では、佐久間委員さん、総括的な質疑なのですけれども、答えられるところだけでいいでしょうか。

○佐久間孝光委員 はい、結構です。よろしくお願いします。

○吉場道雄委員長 では、井上総務課長。

○井上裕美総務課長 今、お話がありました電算委託料の関係でございますけれども、ご存じのように電子化ということは時の流れとして進んでおります。どこの市町村も、電子化、この電算の委託料については伸びていることだというふうに思っております。

つい最近ではありませんけれども、以前調査したときですが、町全体で1

億円弱、これが電算委託料の総額ということでございます。この額が多いか少ないかということでございますけれども、嵐山町ぐらいの規模であれば決して多い額ではないという形で町のほうとしては認識しているところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 45 ページの一番下の給与・人事システムの金額が、昨年と比較して大幅にふえているのです。臨時職員も雇ったりしていたりするわけですが、使用料、賃借料も昨年の倍かかっているわけです。ちょっとこのかかった理由を伺いたいと思います。

それから、49 ページのグリーンカーテンの件なのですが、昨年、余リアサガオもそんなにあそこの網に敷き詰めたという状況ではなかったのに、効果をちょっと聞きたいと思っているのですけれども、ちょっとそれをもしわかりましたら伺いたいと思います。

それから、50 ページの行政バスの運行事業、この委託料が100万円ぐらい下がっているのですけれども、今までと同じ運行でこれ下げられたのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、57 ページの入札の関係なのですが、町内、町外の契約状況を伺いたいと思います。

それと、電子入札の件、ご質問があったわけですがけれども、もう実施をしているわけですね。何かちょっと感じた感想があれば伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 では、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

初めに、45 ページの関係の給与・人事システムの運用管理事業でございますけれども、昨年は県の緊急雇用創出基金市町村補助事業というのを活用いたしまして、臨時職員を雇用して人事・給与管理台帳及び公職台帳を電子化いたしました。そのための共済費の関係がふえている、あるいは臨時職員の賃金がふえているという形になります。

そのほかに使用料及び賃借料の関係では、金融管理システムあるいは人事情報システム、これを借りましたので、それがTKCと単年契約をしております、その分が振りかえ増加した理由ということでございます。

49 ページのグリーンカーテンの関係でございますけれども、その効果はということでございますが、効果はあったというふうに思っております。今年もグリーンカーテンを設置しておりますが、昨年のほうがもうちょっとすき間なくできた部分があったなど。今年はちょっと植える時期も早くしたのですが、やっぱり育ち方というのが大分違っていたなというふうに思っています。植えているものについては、植えているものというか、琉球アサガオ、それからオカワカメ、フーセンカズラ、ゴーヤ、皇帝ダリアですか、そういったも

のを中心に植えているわけでございますけれども、なるべく光熱水費、特に電気料、エアコンの費用、そういったものをなるべく削減したいという思いから、グリーンカーテンは、嵐山町に限らず、どこの皆さんのご家庭の中でもやられていることだと思っておりますが、ここで例えば幾らの効果があったという形には申し上げられませんけれども、効果はあったというふうに思っております。

それから、50 ページの関係の行政バスの運行事業の関係ですが、この行政バスの関係、初年度登録が平成 12 年7月 25 日でございます。この関係で、車両の減価償却期間というのが 11 年間ということでございます。そうしますと、平成 23 年7月 24 日、これが 11 年の減価償却が終わるときと。しかしながら、その後、残価が5年、それは認められているということでございまして、まだ5年間そのバスは使えるということでございます。そういったこともございましたので、業者さんのほうと交渉いたしまして、その分の基本固定費を下げていただいたというものでございます。

それから、57 ページですが、入札の町内、町外の状況でございますけれども、契約金額 30 万円以上の建設工事で申し上げたいと思います。総合計で 93 件でございます。金額で9億 7,762 万 7,000 円でございます。そのうち町内ですが、53 件で2億 1,851 万 7,000 円、町外が 40 件で7億 5,911 万円でございます。率にしますと、件数で 56.99%、金額で 22.35%でございます。

業務委託のほうで申し上げますと、業務委託合計で 242 件ございました。3億 8,889 万 1,000 円でございます。そのうちの 75 件、30.99%が町内、金額で 5,594 万 4,000 円でございます。

電子入札の関係ですが、まだ電子入札そのものは実際にできておりません。23 年度に一般競争入札の事後審査型の方式に移行もいたしました。今後の状況ですけれども、24 年度に模擬入札を試行的に実施をしていければなというふうに思っております。まず、それには職責証明カードという電子証明のカードをつくらなくてはいけないということで、それがちょっとまだできていないのが状況です。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 では、すみません。説明書の5ページになるのですが、歳出の状況で物件費の中の内訳、特に人件費、賃金です。それはどのくらいで、物件費の内訳を大体聞かせていただきたいと思います。

それから、同じく5ページの下ですけれども、地方債の状況の中で、まだ利率が5%のものが 260 万 1,000 円というのが残っているのですけれども、いつのもので、そして最終的に償還、この5%が終わるのがいつになっていくのか一番伺いたいと思います。

21 ページになりますけれども、基準財政需要額のうち基準財政収入額

があって、交付額が決まるわけなのですけれども、地方債の元利償還金分として算入された額で臨時財政対策債分と普通建設債と分けて、その金額について伺いたいと思います。

それから、37 ページになります。し尿券売りさばき手数料が 32 万 7,403 円で、雑入として入ってきているのですけれども、委託料としては 89 ページに 29 万 1,975 円となっています。1枚の委託費というのはどのぐらいになって、嵐山町ではこのし尿売りさばき券で今回は3万 5,428 円が嵐山町の所得になるわけなのですけれども、そういうふうと考えられると思うのですけれども、委託先の件数というのと、1枚の委託費というのはどの形になるのか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

地方債の関係の普通建設事業債のほうの金額につきましては、副課長のほうからお答えいたします。

初めに、5ページの関係でございます。物件費の内訳ということでございますが、物件費にはある程度の数の項目がございますので順次申し上げますと、まず賃金でございますが、決算額で申し上げますと 5,603 万 8,000 円、旅費が 335 万 2,000 円、公債費が 106 万 6,000 円、需用費が 1億 4,005 万 6,000 円、役務費が 3,229 万円、備品購入費が 3,878 万 3,000 円、委託料が 4億 3,617 万 5,000 円、その他ということで 9,064

万 8,000 円、その他の中には使用料、機械器具の借上料が入ってございます。今の合計をいたしますと7億 9,840 万 8,000 円と、そういう形になるものでございます。

それから、その下の地方債の状況の中の一番右側、表の一番下でございます。261 万円という5%超えの地方債が残っております。この内容でございますが、平成元年と平成3年に住宅新築資金の貸付事業債というのがありました。この関係でそれぞれ 460 万ずつを借りております。利率にしますと、平成元年のものが 6.2%、平成3年のものが 5.5%、償還の期限でございますけれども、元年のものが平成 26 年度まで、平成3年度のものが平成 28 年度まででございます、双方とも簡易保険から借りているというような状況でございます。

それから、普通交付税の中に臨財債がどれぐらい算入されてくるかというようなことでよろしいのかと思うのですが、額にしますと1億 5,204 万 1,000 円ほど、これが平成 23 年度に普通交付税の中に入ってきた臨時財政対策債の金額ということでございます。町のほうは幾ら返しているかという、平成 23 年度1億 4,369 万 1,000 円を臨財債の分ということで返しております。この差 835 万円ほど交付税のほうに余計いただいているというような状況でございます。これは理論償還の関係で、国のほうはこういう算入してきますが、実際の借り入れもそういう乖離が生じている部分がありまして、少しもうけて、もうけているというか多くいただいている、そういう状況

でございます。

○吉場道雄委員長 田幡会計管理者兼会計課長。

○田幡幸信会計管理者兼会計課長 し尿券につきましてお答えいたします。

37 ページの歳入、雑入で、し尿券売りさばき手数料 32 万 7,403 円が入っておりますけれども、これは 23 年の3月から 24 年の2月までの売りさばきに対する手数料ということで、この間に売りさばき額が 650 万 8,960 円となりまして、その5%という手数料で衛生組合から入ってまいります。そして、またこの中にもう一つ、このほかに収集手数料も同じく5%なのですが、3万 9,100 円の5%ということで、これにつきましては鎌形野球場がくみ取り収集になっておりまして、そちらがくみ取った5%分というのが入ってきて、合計で 32 万 7,403 円。

そして、89 ページですか、し尿券の売りさばき委託料 29 万 1,975 円ということなのですが、これにつきましては、こちらは 23 年の1月から 12 月までの売りさばき代金に対しましてお支払いしているということで、数字の元数字がちょっと違っているということなのです。それで、こちらが、1月から 12 月の売りさばき代金が 583 万 9,500 円、そしてこれの5%分ということで 29 万 1,975 円ということで、昨年はお店が8店舗でし尿券の取り扱いをやっていただきました。そして、ちょっと今、昨年の4月から1店舗なくなりまして、現在は7店舗で取り扱っているという、こういう状況であります。

以上です。

○吉場道雄委員長 伊藤副課長。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、交付税の基準財政需要額に加入されています公債費というか、交付税に算入されています公債費及び事業交付税を説明させていただきます。

普通交付税には、公債費及び事業交付税として元利償還金の分が入っております。23年の公債費のものが2億7,706万9,000円でございます。事業交付税のほうは1億8,917万7,000円となっております。合計して4億6,678万6,000円となっております。そのうち普通建設事業につきましては2億2,701万5,000円が普通建設事業費の分として交付税に算入されておるところでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず、歳出の状況のほうなのですけれども、実際の人件費というのは12億935万3,000円に5,603万円を加えるので、実際の人件費というのは20%まではいかないかもしれないけれども、かなりの額になるというふうに考えていいですよ。臨時職員の対象に関しては物件費で考えるという形になっているので、人件費を少なくするという形できて、非常勤職員になってきているのだけれども、それでもやはりそういうふうな形で、これはもっと本来ならば人件費は上げていくしかないのだろうなと思っ

ているのですけれども、物件費を以前からお話ししているのですけれども、

物件費の中の賃金の部分をやっぱり人件費として見ていくような考え方を持たないと人件費トータルが見えないと思うのですが、そのことについては今もそうなのですけれども、国がこのような形を出してきているので、嵐山町はそういうふうな形をとらないわけですが、実際の人件費はどのくらいになっているかというのをトータルの中で出していくような方向性というのは考えられないかどうか伺いたと思います。

それと、これ住宅資金貸付基金は、こっちは今度地域支援課のほうにかかわってくる問題です。だから、これいいです。

臨時財政対策債、基準財政需要額の中の結局4億6,600万円が加わったという形になりますと、そうすると21年度で実際に嵐山町で地方交付税に算入されますからというふうな形で起債してきますよね。その部分というのは、どのような形で本当に評価して、これで今まで言われていたとおり、その評価の対象として地方交付税の中に算入されてきているからという形ですと借りているわけなのですから、その部分に関しての実際にそれで今行われているもので、地方交付税で7億円ですか、入ってきているわけですが、その部分は私としては国の感覚としてどのように考えていくか、私たちはその評価をどういうふうに見たらいいかというのよくわからないのですけれども、その点についてどのようにお考えになるか伺いたと思います。

それから、し尿処理券売りさばき委託料なのですから、鎌形野球場

の場合は、トイレですけれども、それについてはやはり今までもそうだったわけですけれども、嵐山町がこれは支出していて、特にほかから入ってくるとい形ではないですよ。そのところちょっとわからないのですけれども、伺いたいと思います。これは入ってくる金額ではないですよ。

○吉場道雄委員長 では、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

人件費の関係でございますけれども、ご指摘は人件費、物件費の賃金を合わせて、そういう把握をしてトータルで考えたらというようなことだと思いますけれども、うちのほうではトータルでは考えております。ただ、決算統計上、こういうふうに分けてあるということでございまして、人件費、4ページ、5ページを見ていただきますと、構成費でございますけれども17.5%、去年は20.4%、総額が大きくなれば、この人件費の総額も少なくなると。単純に比較はできないわけですけれども、ただ1つ参考になるのは、人口1人当たりの人件費というのが県の統計でできておりまして、例えば嵐山町は、これちょっとまだ平成23年度ができていませんで、22年度の状態ですが、嵐山町は24市町村中12位、金額にして1人当たりの人件費は6万5,122円、ちなみに1番は東秩父村の13万3,250円、近隣で言いますと滑川町は嵐山町よりもちょっと下でございまして5万9,043円、うちの嵐山町より上の近隣は、川島町が6万5,154円、それからときがわ町は8万4,809円、鳩

山町が7万 849 円、こんな形になっています。

ただ、そのほかにも比較する指標として類似団体との比較というのがあります。これは、全国の類似団体と比較した場合、嵐山町がどれぐらいのところにいるかというそういう分析ができておりまして、その中で人件費、物件費等の状況というのがあります。これも 22 年度の状況でございますけれども、嵐山町の人件費、物件費の状況は、決算額で申し上げますと 9万 7,504 円ということで、これが嵐山町です。全国の類似団体の平均が出ておりまして、これが 13 万 407 円ということでございまして、人件費、物件費、これが会計に占める割合は類似団体に比べたらかなり低いというような状況というか、これは結果ですので、そういう結果も出ているということでございます。

それから、評価の関係ですけれども、臨時財政対策債につきましては、元利償還金が地方交付税の中に算入をされてきています。そういうことで、実際に計算上の算入の中には入っています。そういうことで、うちのほうがその計算に基づいて基準財政需要額、収入額とも計算をしていくわけですが、国のほうがその総体的な額が落とされてしまうと、その中に埋没してしまうということもございますので、国のほうの考え方は、先ほど申し上げた金額がその中に入れてあるよということでございますので、町のほうはそれをそういう計算上入っているというふうに確認して思うしかない。そういうことで、町のほうでそのことについてどうにかできる問題ではないというふ

うに思っております。

以上です。

○吉場道雄委員長 田幡会計管理者兼会計課長。

○田幡幸信会計管理者兼会計課長 先ほどのし尿券売りさばき手数料、歳入、雑入ですけれども、一般の方が36リットルの券、340円ですけれども、この券を買ってし尿をくみ取っていただいていると。町に1つだけその施設が、くみ取りのところがあるというのが、鎌形野球場のトイレでございまして、ですから、そこのところもくみ取りをしていただいて、同じ5%のくみ取り額というのが、くみ取った金額の5%というのが収集手数料というような形で町のほうに入ってくるというような形になっているわけです。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員のほうからありますか。

では、松本委員、お願いします。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきますけれども、まず22ページなのですけれども、町民ホールの使用料ですが、年間で7件と非常に少ないなというふうに感じているものですから、この内容的なものを教えていただければと思って質問させていただきます。

それと、49ページになると思うのですけれども、電話交換事業なのですが、直通のダイヤルインも入りまして、少しばかり楽になってきたというふう

に感じています。それにもかかわらず予算でいきますと 329 万円以上の予算が組んでありますが、決算で見ますと、こちらであるように 338 万円の賃金というふうになります。9万円前後の増になりますけれども、この辺は何か特別に交換業務の方については人数的には同じようですが、あったのでしょうか。

それと、交換を使つてと、それからダイヤルの関係ではどのくらいの利用料の関係が変わってきているかお尋ねをします。

それと、次のページになると思うのですが、公用車の管理事業ですが、自動車の借上料がありますが、これは 23 年度は 25 台にふえていますけれども、前年度で言いますと 18 台だったと思いますが、どのような車を 7 台ほどふやしたのかお尋ねします。

以上です。

○吉場道雄委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 町民ホールの利用の関係、それから自動車の借り上げにつきましては、山岸副課長のほうからお答えをさせていただきます。

49 ページの関係の電話交換の関係でございますが、電話交換につきましては毎日 2 人勤務ということで 8 時半から 5 時 15 分まで勤務していただいております。

委員ご指摘がありましたように、ダイヤルインを平成 22 年の 2 月に導入いたしました。最終的には交換台を通さないでダイヤルインでなればい

けですけれども、昨年の多分その決算の議会でも申し上げたのだと思うのですが、つい最近、また私のほうも確認いたしました。そうしますと、やっぱり1日200件前後の電話が交換台のほうに入ってくるというような状況がまだ続いているということでございます。こういう状況の中で、やっぱりまだもう少し必要なのかなと。

町が町民の皆さんにお知らせしますお知らせあるいは封筒、もちろん広報、そういったものでダイヤルインの周知のほうはさせていただいているつもりでございますけれども、なかなかやはり皆さんの頭の中に2150という役場の番号が入っていらっしゃるということが大きな原因だというふうに思っておりますけれども、これはやっぱりたくさん広報しながら、ダイヤルインを周知していく以外にないと思っておりますので、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。

金額の上下につきましては、選挙等がありますと夜遅くまでやっていた場合がございまして、そういった部分で増額になっている部分でございます。昨年は、皆さん方の町議会議員の選挙もございまして、時間を延長して対応に当たっていただいたりしている部分がございますので、その部分が増額になっている部分ということでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 山岸副課長。

○山岸堅護総務課庶務・人事担当副課長 それでは、22 ページの町民ホール使用料に関しましてお答えを申し上げます。

使用料の納付していただいた件数につきましては、7件ということで2万8,500円となっております。昨年状況、平成22年度においては、利用料を納めていただいたのは10件、4万1,000円でございます。23年度については7件で2万8,500円でございます。その内容でございますけれども、埼玉土建さんが4回ご利用いただきました。もう一団体、自治労嵐山町職のほうで3回利用がございまして、合計いたしまして7件という状況になっております。

次に、50 ページの公用車のリースの関係でございます。昨年のリース台数につきましては18台でございます。23年度につきましては25台のリースという形になっております。新たにリースを開始した車といたしましては、軽乗用自動車、こちらが4台、それから軽トラックが1台、それからプリウスを入れかえをいたしました。これが1台。もう一台がタウンエーストラック、こちらを新規に、新規と言っても所有していたものを廃車してリースに変えたというようなものもございます。タウンエーストラックが1台という状況でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、町民ホールの関係なのですからけれども、残念な

がら少ないようで私質問させていただいて、前年度よりもさらに減ったということですがけれども、これはもう少し貸し出しをするような努力といいたいまいしょうか、そういうものを何か行ったことがありますでしょうか。

それから、電話交換はわかりました、増額の分につきましてですから。

それと、自動車の借り上げなのですからけれども、リース代ですが、年々リースに切りかえていくという方法のほうが、過去にもそういった説明いただいていますから、ある面では承知していますけれども、どうしてもリースに変えていく特にメリットといいたいまいしょうか、ちょっとそういうようなものがあって、そちらのほうに変えていき、あるいは軽乗用が4台新たにリース、あるいはトラックとかそういうものがあるようですからけれども、これはふえた7台分は、どういう部分で7台分を急遽ここで23年度にふやしたかということもちょっとお尋ねします。

以上です。

○吉場道雄委員長 山岸副課長。

○山岸堅護総務課庶務・人事担当副課長 町民ホールの利用の促進というお尋ねでございます。

町民ホールにつきましては、ご案内のとおり行政財産ということになっておりまして、位置づけとしては一般的な貸し館とはちょっと考え方が違うような形になっております。そういった形の中で、役場内の事業ですとか、会議ですとか、あとは選挙、そういったことについて優先的に使わせて使用して

いるという状況がございます。促進の利用に関しましては、今インターネットでポータルサイトのほうで予約状況も確認できたりというような形になっております。そういう意味ではちょっと利用がしやすくなっているのかなというふうには考えております。

続いて、リース台数がふえた。車のリース台数の増加についてでございますけれども、実質的に町の管理している車は23年4月と24年4月、比較いたしますと1台増加いたしました。実質的に1台増加しております、リース台数がふえておりますので、その分所有している車は減っているという状況でございます。

この1台ふえた理由につきましては、交流センターのほうの車を1台廃車があったわけですが、交流センターの南部、北部とございますので、そちらのほうにも定期的に出かける用事があるということがございまして、交流センターの車を1台増加させていただきました。

もう一点、リースのメリットというお話でございます。このリースのリース料の中には、車検代はもちろんなのですが、1年の法定点検、一般的に1年なのですが、法定点検の費用、あるいは通常では行われていないと思えますけれども、3カ月のメンテナンス点検も含まれております。そういったことで公用車について安全が保たれているというところが大きなメリットであるというように考えております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようなので、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。おおむね 10 分。

休 憩 午前10時53分

---

再 開 午前11時03分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

小林委員。

○小林朝光委員 56 ページの駐輪場管理事業なのですが、ここは多分東武さんの土地をもらったと思うのですが、ほとんど東武さんの東上線のお客さんが置くのではないかなと思ったのですが、これは町がやっぱり賃借料を出さなければならないものなのですか。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

駐輪場の敷地の賃借料の関係でございます。こちらにつきましては、今、委員さんのご質問にもございましたように、お借りをしている土地は3人の

方からお借りをしておりまして、その1件は東武鉄道でございます。その敷地面積は412平米ということでお借りしております。それ以外にもお二方から、それぞれ639平米、247平米という土地をお借りしております。

町のほうでその駐輪場、東武の乗客がと、その辺を町が管理をするのかというようなご質問でございますが、基本的に確かに利用者は東武鉄道を利用される方が多いと思いますが、交通安全の対策上ということで、自転車のそういった駐輪場対策というものも町の基本的な管理といいたいまいしょうか、そういったものは当然関与すべきものだというふうに考えておりまして、東武さんのほからは非常に格安な値段でお借りをしているということでございます。

○吉場道雄委員長 小林委員。

○小林朝光委員 せめて東武さんの土地ぐらいは、本当は東武さんがやっていたほうが私は当たり前かなという気持ち持ったので、何で町がという気がしたのですけれども、それと、私もちょっとある方、何人かから言われたのですけれども、これ無償で置かせることによって民業を圧迫しているのだというような意見もいただいておりますが、この辺のお考えはどうですか。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 基本的にやはり交通安全対策ということで、仮に例えば町がそういった管理をしない場合には、非常にやはり通路上だとか、そういったところに違法駐輪といいたいまいしょうか、そういった形で迷惑駐輪

というような形の駐車が多くなるということもございまして、その辺については今のところ町が管理をしているということが適正ではないかというふうに考えております。

それから、民間のところとの、圧迫しているというようなことがあるのではないかとご質問でございしますが、その辺についてはロータリーの整備だとかそういったことも含めて、その中で町の駐輪場対策、そういった民間の駐輪場を圧迫しないようにということも、基本的には当初から設置の場所等について配慮するところでも、その辺の配慮は最低限させていただいているというふうに考えてございまして、全くそれが無いのかということになると、ちょっと民間の駐輪場経営をされている方と直接今現在お話をしているわけではございませんので、そういったことは不明なところもありますが、その辺は最低限配慮させていただいて設置をさせていただいているというふうに考えております。

○吉場道雄委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 まず、説明書の47ページの電子自治体推進事業の中にコンサルティング委託料120万円がございまして、そちらの内容を教えてください。

次に、51ページ、こちら2、企画総務事業の中に比企元気アップ事業というものがありますが、こちら去年はなくて、23年度入っているのですけれ

ども、こちらの内容を教えてください。

あと 57 ページの4、各種相談事業で迷惑相談員の報酬が1名で人数は同じなのですが、昨年よりも金額が減っておりますので、その辺をお伺いします。

以上です。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、まず初めに 47 ページのコンサルティング委託料の関係につきましてお答えさせていただきます。こちらにつきましては、町の電算機器、それから電算業務に係る機器の導入、それから現在の契約内容等を含めまして見直しの助言をいただくというようなものですとか、それから昨年度におきましては図書館システムの導入、こちらの予定がございまして、システムの見直しということも含めて、結果的には県内で初めて図書館システム、クラウド化の図書館システムを導入したわけなのですけれども、その際にプロポーザル、手続的なことの手法ですとかそういったことの助言、今後に向けましては今現在委託している業務の、例えば帳票の印刷というのが大分大きな金額を占めるのですけれども、そういった委託単価の見直し、そういったことに対しての業者とのヒアリングを経た上での見直し作業の助言とか、そういったことの支援をしていただいております。

また、今後まだこれから着手をするのですけれども、いろんなシステム機

器の導入、クラウド化、共同化ということだけでなく、ほかのシステムもございますので、そういったシステムも導入する際の標準的な町の仕様書の作成、標準仕様書といたしますか、そういったものの作成の支援、助言等をいただくということもお願いする予定でございます。

さらに、その情報を取り扱う職員の資質の向上といたしますか、情報管理の研修等も今後行いたいと。これは今後の話ですけれども、そういったことも含めて、定期的に協議しながらこれからいろんな助言をいただきながらというようなことをお願いしております。

次に、地域の元気アップ事業につきましてですけれども、うちのほうは地域の元気アップ実行委員会、こういったものを立ち上げて東松山を含めた比企郡市と東秩父村、それから県の川越比企地域振興センター、それから管内の観光協会ですとか民間団体を含めた実行委員会が立ち上がっております、そちらの事業に係る費用を町の負担金として10万円が計上、支出したものでございます。

地域の振興という形で取り組む事業として観光集客分野の利用に今現在、ここ数年取り組んでおりまして、実際の事業としましては昨年度は比企サイクリングマップの作成、それからイベントとしましては「ツール・ド・比企の坂」、比企サイクリングマーチの開催、それから平成23年度の埼玉県サイクリングフェスティバル会場における比企観光PRキャンペーンの実施、それからホームページもございまして、そちらのホームページの更新ですとか充

実といったものをしております。それと、プラス、年度の最後に、これはイベントなのですが、東松山におきまして「宇宙に夢中!」、宇宙学校のようなイベントも開催して、積極的に各市町村、それから県、共同で事業を行っているものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 迷惑相談員の報酬の関係でございます。月18万円ということで12カ月分を当初予算に計上させていただきました。しかしながら、昨年、23年度、迷惑相談員をお願いしておりました河井相談員さんが、ちょっと途中で体調を崩されまして入院をされました。そういったことで4カ月ほど業務に携わることができなかったということで、その分の4カ月分が減になったということでございます。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そうしましたら、まず47ページのコンサルティング企画の再質問をさせていただきますが、先ほど図書館システムの見直しでクラウド化が始まったとお話がありましたけれども、これは何町くらいでクラウド化が、どこでクラウド化になったのか教えていただきたいのと、あと、先ほど職員の資質の向上ということでお話がありましたが、その資質を向上するために何か研修などを今後する予定なのか、お聞きをしたいと思います。

そして、51ページの比企元気アップ事業は内容はよくわかったのですけ

れども、町として、では10万円が持ち出しというか、寄附というか、その事業をするための予算で出していっちゃって、全体としてはどのくらいの予算になっているのか、お伺いをしたいと思います。

57ページのほうはわかりました。その間、お休みをなさっていた間は、誰かほかの方が対応したのかしなかったのか、お伺いします。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員長 畠山委員に言います。元気アップなので今後のことと  
いうのは。

〔「元気アップじゃない、クラウド化の」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 クラウド化の、それだけは。

○畠山美幸委員 では、クラウド化の研修の話はいいです。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 どういうことやったかにしてください。

○吉場道雄委員長 では、わかりました。23年度事業の中で答えてもらいたいと思います。

では、答弁を求めます。

内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、図書館システムの関係につきまして、細かい部分につきましては文化スポーツ

課の所管になりますので、そちらのほうでご質問いただければと思うのですが、実際のこのクラウド化につきましては町単独の利用というものでございます。研修につきましては、今後の予定ということですので、23年度中にはコンサルティング委託による研修というのは実際は行ってはおりません。

それから、元気アップ実行委員会、こちらの全体予算の関係なのですが、全体の事業予算は180万円、そのうち半分90万円が市町村の負担金、残りの半分が県のふるさと創造資金の補助金というものを使っております。それで合計で180万円ということで、先ほど申しました各イベントごとの事業予算としましては、サイクリングマップの作成200万円、それからイベントの「ツール・ド・比企の坂」、こちらの予算が50万円、それからキャンペーンです。比企元気アップ観光キャンペーン、これ最近のフェスティバルで行いましたキャンペーンが85万円、それとホームページの充実ということで5万円、それから「宇宙に夢中！」という宇宙学校・ひがしまつやま、これが10万円という形の予算で、実際のところ各種イベント等を実施したということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 迷惑相談員さんの不在の間の対応なのですが、あらかじめ7月からというのは入院される期間としてわかっておりましたので、その辺につきましては、まず広報でお知らせをさせていただきました。

た。この間不在になりますということでお知らせをさせていただいた上で、ただ、当然のことながら迷惑相談的な相談がこちらに寄せられましたので、職員である程度お聞きをし、対応できるものは関係各課と連絡をとりながら対応したということ。

それからもう一つは、内容によっては法律相談、あるいは県の相談、人権相談等の相談をご紹介をさせていただきまして、そちらのほうの相談で対応をお願いをしたというような形で、この不在に期間については対応させていただきました。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 先ほどの比企元気アップ事業の内容で、「宇宙に夢中！」というテーマがありましたけれども、こちら誰か講師の方、宇宙に行った誰か講師を呼んだとか、値段が10万円ですからそういうことはなくて、どのような内容だったのでしょうか、おわかりですか。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 お答えします。

細かい部分というのがちょっとご説明ができなかもしれないのですが、展示が中心になるかと思えます。「きぼう」という、「きぼう」は何でしたっけ、探査機でしたでしょうか。惑星探査機の「はやぶさ」が大変有名でありました。そういった「はやぶさ」関係の展示ですとか、そういったものが中心で、あとは細かい資料がちょっと、結果の中にもないものですから細かくお

答えできなくて申しわけないのですけれども、人を呼ぶというような予算ではないものですから、このときは有名な方というのは呼んではいなくて、実際は自由参加の工作教室を開いたり、あとは近隣の先生、こういった星に詳しい方なんかをお願いして講演会の形をお願いしたかと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 47 ページ、先ほどの電子自治体のところなのですが、埼玉共同利用市町村電子サービス利用料、これはどういうものの利用料を払っているのか伺いたいと思います。

それと、コンサルティング委託料、これ初めて、昨年はないですよ。これだけの金額、今お聞きして払わなければならないものだったのかなと。クラウド化にするのであれば、コンサルティングに委託しないとだめなものなのか、ちょっと説明聞いているだけだとわからなかったのです。コンサルティングに頼まないとだめだというところをちょっと伺えればと思います。

それから、56 ページの人権対策の件なのですが、比企郡市同和対策協議会8万6,000円、これはどういう負担の根拠で払っているのか、それと協議会というのはどういう町がここへ入っていて、何回ぐらい会議開いているのか、伺えればと思います。

その下の研修会はどこに行ったのでしょうか。

それと、嵐山支部への補助金なのですが、一旦下がって、もうしばらく69万円になっているわけですが、今負担をしている、補助を出しているこの根拠というのがどういうところから来ているのか伺えればと思います。

それから、113 ページ、放射線測定器を購入していただきました。何回もはかっていただいたわけなのですが、一番高い値はどこで、どのくらい出たのか、ちょっと伺えればと思います。

それから、防災無線が聞きづらいところは電話で聞けるようになったということで、多分これがそうだと思うのですが、電話応答装置だと思うのですが、どのくらい利用があったのでしょうか。

それから、自主防災組織のこの事業はどのような事業であったのか、伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 47 ページの埼玉県共同事業市町村電子サービス利用料ということの内容につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、県内の市町村が参加しているものなのですが、各種申請のウェブ上での手続きができるようなシステムをこちらの利用料ということで、町のほうで何かイベントですとかそういったものの申し込み、そういったことをインターネット上からできるようなもの、そういったものを含

めて利用できる範囲は非常に広いのですけれども、今のところそんなには使われていないのが現状です。しかし、すぐにでも、今でも全く使っていないということではないですけれども、そういった申請ですとか、アンケートを取るようなこともできなくはないのですけれども、基本的には申請等に使うようなそういったシステムと利用料というものでございます。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、コンサルティングの委託料を23年度に初めてとらせていただきました。きのうの共同システムのお話の中にも1つありましたが、非常に今、さまざまな業務がシステムとして導入されておりまして、それぞれの業務を遂行していく上で、一番町のほうで不安な点といいましょうか、それは業者との契約等において、まずは見積もりをとる、その仕様をつくる、そういった中で、基本的にはそういった基本となるようないわゆる県の基準単価ですとかシステム上のものというのはほとんどないのです。実質的にはこういったシステムを入れたいとなったときに、その業者のある意味では提案されたものを見て、そして、その単価が適正であるかとか、その業務契約の内容が完全にその後のアフターサービスだとか、そういったものまで含んでいるものなのか、そういったものが非常にわかりづらい、ある意味では言い方を変えてしまうと業者の言いなりになってしまうというような、反論する材料がないというところの知識、そういったものが非常にやっぱりネックであったと。

そういった中で、こういったコンサルをお願いをしましたところ、このお願いをした方につきましては、埼玉県のほうでもこういったシステム開発、あるいはシステムのコンサルというものを委託されている方でございます、非常にやっぱり図書館のシステムの導入一つにとりましても、先ほど申し上げましたようにこういった形で業者選定を行うのがいいと。逆にこういった標準的な仕様をこちらからつくって、それについてこういった対応ができるのか、そういったものを設定すべきだとか、その評価の対象をどうすべきだとか、業者を選ぶにはこういった点を評価ポイントとして見るべきだとか、そういった非常に町としてはネックになっていた部分を事細かにご指導がいただける。

実際に、はっきり言って業者との交渉といいたいまいしょうか、そういった中においてもアドバイスをいただけるということで、図書館のシステムの導入もその業者選定から、その選定方法の選考方法から、そういったものからアドバイスがいただけたということでございます。では、具体的に金額でどのくらい効果があったのかというのは、なかなか比較するのは難しいのですが、基本的には月1回おいでいただきまして、その時点での問題あるいは今後検討すべき課題、そういったものについてアドバイス、指導をいただいております。ですから、今の町の体制とすると、こういった専門的な知識を持った方のアドバイスというのは、システム維持にやはり必要だというふうに、逆に言うと実際に委託をさせていただいて特に思ったという感想を持っております。そんなようなことでございます。

続きまして、人権対策の比企郡市同和対策協議会の負担金からよろしいでしょうか。こちらの負担金の中身でございます。比企郡市同和対策協議会の加盟の市町村は、東松山市と比企郡内の町村ということで8団体、8市町村でございます。そして、8万6,000円の負担割合なのですけれども、均等割が各市町村4万円、それから、あとは人口割という形で計算をしております、この金額が出ております。

それから、この事業内容でございますが、情報交換と、それから主な事業としては人権フェスティバルの実行委員会的なところがありまして、大きな事業としては人権フェスティバルの開催、それについての協議を行っている。それから、そのほかに人権に関する啓発リーフレット等を作成したり、購入をしたりという形で各町村にそれを割り振って啓発に努めているというようなところが主な内容になっております。

続きまして、研修会でございます。負担金のところの研修会の21万5,000円の部分でよろしいでしょうか。こちらにつきまして、どういったところに行っているのかというお話でございました。各種研修会への負担金なのですけれども、主に人権関係に関する研修会でございます、23年度は大きなところでは人権教育啓発リーダー研修というのがございまして、これに職員が5日間参加をしております。こちらが負担金で4万5,000円でございます。それから、大きなところでは全国大会です。これは同和対策事業の全国大会でございますが、こちらのほうの負担金が、これ岐阜県のほうで開かれ

まして、こちらが2万4,000円でございます。

それから、あとは夏期講座、これは解放同盟さんですとか、民間の同和団体さんのほうで開かれるような夏期講座、研修会、そういったものの参加負担金がございます。宿泊的なものはこのうち9回ございまして、これが13万8,000円でございます。あとは日帰りのリーダー研修です。そういったものが何回か開かれておりまして、そういったものに負担金を支払っております。大きなものは宿泊研修を含めた9回の負担金、これが13万8,000円、人権教育啓発リーダー研修、職員参加費として5日間で4万5,000円というものが主なものでございます。

続きまして、嵐山支部への補助金69万円でございますが、こちらについては補助金の適正化委員会の査定を経まして23年度の補助金を決定し、支出をさせていただいたというものでございます。

続きまして、113ページの測定器の購入に関しますご質問です。この測定器に関しましては、一般の町民の方のところへは町のほうからお伺いをし、測定をさせていただくということで、12月からこの測定を開始いたしました。その実績を、訪問させていただいた家の数をまず申し上げますと、一番多かったのがやはり12月でございまして16件、それから1月からはこの管理のほうが環境農政課のほうに移りましたけれども、1月が3件、2月が2件、3月が3件ということで、12月から3月までで合計24件のお宅を訪問させていただいたということでございます。

その中で一番高い値はどこかということなのですが、場所はこれ  
12月の6日の個人のお宅を伺いまして、自宅の屋上の雨どい、そこをはか  
らせていただいて、最大値が雨どいの1センチのところというのですか、そこ  
で0.6という数値が出たというのが一番大きな値というふうになっておりま  
す。

それから、防災無線の音声応答装置の関係でございますが、どのくらい  
の利用率かというお尋ねでございました。申し上げますと、12月からこちら  
も開始をいたしました。件数を月ごとに申し上げますと、12月が224件、1  
月が173件、2月が19件、3月が77件というご利用があったという記録に  
なっております。

最後に、自主防災組織への補助金の関係でございます。補助金としまし  
て139万7,000円を支出させていただいておりますが、このうち自主防災  
組織の運営費として12団体に一律3万6,000円、1団体運営費3万  
6,000円で43万2,000円の支出でございます。もう残りの96万5,000  
円につきましては、広野2区の防災倉庫の設置、これに対しまして96万  
5,000円を支出いたしております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ちょっと数多く質問したので大変だったと思いますが、あ  
りがとうございました。ちょっと自主防災組織の補助金だけ再質問したいと

思うのですが、一律3万6,000円というのは、いっぱい戸数があるところと少ないところがあって、公平性の上ではいかがなのでしょうか、その点だけちょっと伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

自主防災組織、これ一律という言い方をさせていただいたのですが、運営補助要綱がございまして、自主防災組織の補助要綱です。こちらのほうに運営費としては3万6,000円というふうになっておりまして、この申請をいただいてお支払いをさせていただいた。それに対して実績報告が出てきているということでございます。

今の川口委員さんお尋ねは、大きな自主防災組織があつて、組織別にはそれぞれ大小もあつて、なおかつ活動内容もある意味ではさまざまであろうということの中でのご質問かなというふうに思うのですが、今回、きのうの補正予算の中でも自主防災組織の資機材補助という形で補正予算を計上させていただきまして可決をいただきました。そういったことで、自主防災組織の活動については本当にそれぞれの自主防災組織の独自性というのが、こここのところでやはり出てきております。中には防災訓練を年に2回最低限やるのだという防災組織もございまして、また機材点検を十分にやっていくということを中心的にやっていくという防災組織もございまして、また自主防災のリーダーをやはり要請すべきだということで、そういった研修にいろんな

面で力をかしてもらいたいというようなところもございます。

そういったことで、やはり独自性というものにいかに関わせた補助体制と  
いいでしょうか、そういったものをやっぱりつくっていくということも活動してい  
ただくためには非常に重要なところではないかなというふうに考えておりま  
す。ご指摘いただきました点につきましては、それが一律でいいのかという  
ことについては、ちょっと私どももその辺は考える必要があるのかなというふ  
うには考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 2点ほど質問いたします。

説明書のほうで質問いたします。1点は、47 ページの広報紙の発行事  
業、これなのですけれども、発行部数が年々ふえてきているのでしょうか。  
今、町民要望が例えばカラー化の問題、1年に正月、1月号だけですかね、  
表紙がカラー化されているのですけれども、そういう面と、一緒に配られて  
いる比企広報紙だとかそういうものあるのですけれども、全てカラーなので  
す。そういう面で、町の広報だけがカラー刷りではないと。その辺のところ  
は、もうそういうふうに色づけたほうがもっと一般の人たちも見やすい、見や  
すいというか、見いいのではないかというそういう声も出てきているのですけ  
れども、これは町のほうにどのくらい寄せられているのでしょうか。

それから、カラー化した場合のコスト、これはどのくらいになっていくのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから、53 ページのコミュニティー推進事業のうちの志賀2区の子供みこし、これに250万円支出されているわけでありましてけれども、どんなみこしで、それはみこしを購入したものなのか、単なるコミュニティー事業のための250万円の支出なのか、ちょっとその辺をお聞きしておきたいと思います。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず、広報紙のカラー化の問題でございます。今の広報紙の契約単価につきましては、毎年度見積もりをとりまして業者選定をさせていただいております。単価としますと、1ページ当たり、あるいは差し込みは、あるいは2つ折の折り込みはという形で見積もりを徴しまして、そして一番安いところと契約をさせていただいているという状況でございます。

今お尋ねがございましたカラー化という要望がどの程度あるかということにつきましては、カラー化ということで要望をいただいているというところは直接的にはないと思います。ただ、町政モニターさんもございまして、町政モニター会議等でこの広報紙のあり方、そういったものも議題として上げていろんな提案をいただいております。その中で多いのは、やはり見やすくということ、それから最近のところでは見やすい字の配列だとか、そういったもの

について若い人がもっと見やすくするとか、そういった話題性というものを取り上げたらどうかというような、具体的な内容としての提案はあるのですが、カラー化ということについては直接町民要望、あるいはモニターさんの提案等からも今のところはちょっと出ておりません。

そういったことで、カラー化した場合に単価がどのくらいになるかということも、参考的に見積もりをとっておらないものですから、その辺の金額がどうなるかということとはちょっとここではお答えできません。ただ、委員さんのご質問は、やはり広報紙を見やすく、そして見ていただけるような工夫をということでのカラー化ということでのお話だと思しますので、その辺についてはまた工夫をしていく必要があるのかなというふうには思っております。

それから最後に、53 ページのコミュニティーの志賀2区のみこしの関係でございますが、こちらにつきましては 250 万円の支出をさせていただいておりますが、これ歳入のほうでもちょっと載っておるのですが、自治総合センターコミュニティー助成金という事業、いわゆる宝くじ助成金です。こちらの助成金を 250 万円、10 分の 10 全て充当させていただいて行った事業でございます。ですから、町費としては一切出していないということでございます、宝くじのコミュニティー事業、そちらのほうの補助対象になったので、それが支出できたというものでございます。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 モニターのほうからいろんな意見が町のほうにも寄せら

れてきているということについては、見やすい広報紙ということで行くと、やっぱり我々もぱっと見たときに、そのインパクトというのはかなり強いものが出てくるのだと思うのです、ちゃんとカラーになっていると。そういう意味からすると、今の形では2色刷りになっているのですけれども、そういう面からするとやっぱりコストの問題というのは、それはもう大変これらでかかってくるということには、それはいろいろとあるのでしょうけれども、そういう形ではほぼ検討課題になってくるのかなというふうに思っているのですけれども、ぜひその辺を協議をしながら、やっぱり見やすい広報という形をとっていただければというふうに思っているのですけれども。

それから、みこしの関係ですけれども、宝くじの助成金ということで、町の一般会計からは出していないということでもありますけれども、昔は神事であったのですけれども、みこしそのものは。だけれども、そういう面等考えると、この辺のところでは宝くじの助成金といえどもどうなのかなというふうに思っている。ただ、これはいろんな今までの中でも文化財なんかの関係で、それを町が助成してきたこともあるのですけれども、そこら辺では全く地元要望がみこしだったということなのではないでしょうか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、広報紙の関係につきましては、見やすいということ、それから幅広

く読まれるということ、そういったことを想定しながら検討して、よりよいものにしていければというふうに考えております。

それから、子供みこしの関係でございますが、こちらのほうについては補助対象団体というのがコミュニティー団体、事業を行う団体、そちらが宝くじの補助制度に該当するものについては、町を経由してそちらのほうに申請をするというような手続になってございます。申請団体として志賀2区でコミュニティー団体、そして補助対象となるような事業が子供みこしの作製と、これは新しくつくったということでございます。町といたしましても、地域コミュニティー、それを深めていただくための一つのアイテムといたしまして、そういったものとして活用いただいて、そしてみこし等を通じて地域コミュニティーがさらに深まっていけばということにおいては、当然実施をしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

森委員。

○森 一人委員 説明書のほうの 112 ページの消防施設整備管理事業の一番下の物件補償費の内容、内訳といたしますか、84 万 5,451 円を教えてください。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 112 ページの物件補償の内容でございます。

84万5,451円でございますが、2件物件補償がございまして、1つは平沢2区内にございました防火水槽が住宅、私有地の中にございます。これを撤去するということで、こちらに関する物件補償、撤去補償でございます。これは本来ですと、町のほうで撤去をするということになるのですが、この敷地の場合はその防火水槽の上に住宅が一部乗っているというような状況になっておりまして、ご相談をさせていただいたところが、その物件補償を払っていただければそちらのほうで住宅の改修を行うときに撤去すると。ただ、今の現状においては、すぐにその防火水槽としての機能は停止してもらいたいということで、その水を抜いたり、最低限の安全確保といいたいまいしょうか、そういったものを町のほうの工事で行わせていただいで、撤去に関しては補償料として支払って、後に撤去をしていただくというようなことで補償契約をしたものでございます。

それからもう一件は、菅谷地内の防火水槽の撤去工事に伴いまして、やはりこれも私有地の中にある防火水槽でございまして、その私有地の中にある防火水槽の撤去をするに当たって、立ち木ですとかそういったものがどうしても動かさざるを得ないということで、その辺の部分を補償させていただいたというものでございます。この2件の補償料ということでございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 53ページの地域コミュニティー事業の22団体ということ

で、区長さんを通じて申請されているのを承認してやられているのかどうか、そこら辺の中身をちょっと教えていただきたいと思うのですけれども。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

地域コミュニティー事業の申請団体は 22 団体ございますけれども、こちらにつきましてはあくまでも区単位というものに限定しておるものではございませんので、全てが区長さんを通じてというものではございません。ただし、団体等の収入との関係がないところもございますので、区の支援を得た上で行っているというものもございまして、区、町の実施に当たっての同意みたいなもの文書をいただいた上で行っているというようなところがほとんどでございます。一般的には区長の申請ということでなく、各事業の実施団体、区長さんが兼ねているところが非常に多いのが実態でございますけれども、あくまでも別団体という形での申請をいただいているものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 大野委員。

○大野敏行委員 わかりました。地域コミュニティー事業ですから、年間通しの事業だと思うのです。その団体が活性化をしている団体の場合には、場合によったら春、夏、秋、冬したよとか、ある地域では全然そんなものはしていないよということもあると思うのですけれども、要するに2回も3回も申

請できて、なおかつ金額は幾らくらいのところまで上限として定めていらっしゃるのか、そこらがもし決まっているのであれば教えていただきたいと思えます。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 コミュニティー事業の各団体の事業内容というのはさまざまございまして、年間を通じて活動を行うものの中にはあります。そのほかイベントを開催するようなそういった事業もあります。その中で、活動の、このコミュニティー事業の申請をしていただく際には事業計画というものを出していただきますので、基本としましては単発事業という形で出す場合もございまして、年間を通した計画というものを立てていただいた上で出していただきますので、年度中に何回もということは通常はないのではないかなと。町としてもそういったことを想定はしておりませんし、そういった意味でこの1回の補助金の限度額が事業費の70%で10万円を限度とするというような形で補助しております。何回もということは、通常は考えられないのかなというふうに考えております。

○吉場道雄委員長 質疑の途中ですが、この際、暫時休憩といたします。

午後の再開は、午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

---

再 開 午後 1時25分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域支援課に関する部分の質疑を続行いたします。

それでは、どうぞ。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問をさせていただきます。

まず、52 ページですけれども、広域路線バスの関係ですが、25 万 9,000 円ほどの増額になっておりますけれども、これは赤字補填かなんかの関係なのでしょうか、増額分。

それと、町内循環ってワンコインですか、それがあと思うのですけれども、その人数、どのくらいの方が利用しているかお尋ねします。それが1 点です。

それと、53 ページなのですけれども、地区集会所の関係がありますけれども、各集会所に対してのいろいろな修繕、あるいは何か取りかえというか、張りかえというか、内装というか、いろいろ工事関係ですが、今年も何カ所、6カ所ですか、対応したようですが、全部でなくても結構ですけれども、どのような内容の事業で張りかえをやったのか、お尋ねをさせていただきます。

それに、先ほども出ていましたけれども、56 ページなのですが、駐輪場の関係なのですけれども、現在の利用している自転車の台数といいたいまいしょうか、もし把握ができていたらお願いし、撤去の関係も 23 年度もあつたのか、

それをお尋ねします。

あと、その次のページですが、各種相談事業なのですけれども、各分野に分かれまして、法律にしても、行政総合あるいは人権にしましても相談があったと思いますが、どのくらいの相談があったのかお尋ねをいたします。

以上です。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、52 ページの路線バスの関係につきましてお答えさせていただきます。

広域路線バスの補助金につきまして 525 万 9,200 円という支出をしてございまして、こちらは広域路線バス、こちらのほうの収入、それからかかる経費、これを差し引きいたしました実際の赤字補填分というものでございまして、そちらのほうは決算といたしましてこの額がかかったということで、予算に比べまして 25 万 9,200 円増額をしておりますけれども、こういった支出をしているものでございます。

それから、町内循環線の利用者数でございまして、23 年度中の利用者数は、全部で市外循環線につきましては 372 名、月平均にいたしますと 31 名という数字になっております。

それから、53 ページの地区集会所等補助事業の補助いたしました集会所の事業内容につきましてですけれども、まず補助金の一番上にあります地区施設整備費、こちらは平沢2区のコミュニティー公園の整備事業に対し

まして、事業に対する 200 万円の補助で、既存の建物の解体ですとか、その後の公園整備という事業に対しまして 200 万円の補助をしております。

その下に、太郎丸公民館、根岸集会所等ございます。太郎丸公民館につきましては、ここにありますように台所の床の張りかえに伴う根太を交換の上、張りかえというような事業内容でございます。根岸の集会所につきましては、畳の表がえでございます。それから、千手堂2区の集会所の設備器具取りかえ事業、これにつきましてはトイレの器具、それから給湯器交換しております。そして、鎌形集会所の修繕工事、こちらにつきましては床板の張りかえと屋根、雨漏りがございましたので、屋根の修繕と雨漏りによる傷んだ天井の修繕を行っております。それから、杉山公民館の敷地内整備事業、こちらにつきましては建物ではなく、公民館敷地内にあります桜の木の枝、こちらのほうが大分支障を来しているということで、その伐採に対する敷地内整備の補助でございます。

それから、56 ページ、駐輪場の利用台数というご質問でございますけれども、こちらにつきましては実数のほうは申しわけございません。把握をしておりますので、この場ではお答えはできませんので、よろしくお願いいたします。

それから、撤去台数ということなのですが、昨年度中に撤去した台数は全部で 70 台です。1 年間のうちで撤去したのは 70 台ということで、よろしくお願いいたします。

それから、相談件数です。少々お待ちください。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 すみません。相談件数について申し上げます。ちょっと手元の資料が、1年は1年なのですが、23年の2月から24年1月という1年で、ちょっと122条の関係からこの数字で申し上げます。

まず、法律相談でございますが、47件でございます。このうち町民の相談件数が42件でございます。それから迷惑相談につきましては、電話、それから来庁によるものがございまして、合計では162件、電話によるものが90件、来庁が72件ございました。この内容につきましては、先ほどご質疑の中でもございましたように、7月から11月まで相談員さんが欠員になったということで、その部分については例年よりも若干減っているかというように思います。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、再質問させていただきますけれども、駐輪場の関係で撤去数が70台ということになりますと、前年度と比べますと約倍近くふえているわけですが、この要因につきましてはどんなふうなものが主だというふうに考えて撤去したり、あるいは指導をしたりしているのかお尋ねをします。それ1点で結構です。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

放置自転車の撤去数、そして、その原因ということなのですが、申しわけございません。放置自転車がふえている原因というのは、ちょっとその内容はわかりません。ただ、放置自転車の撤去の手続につきましては、こちらのほうから行きます。放置自転車であるかどうかというのは、その状態を見れば大体わかります。というのは、まず空気の量です。これさわってみますと非常に少ない。それから、常態的にごみだとかそういったものがあるとか、そういったものを1台1台調査しながら、これはちょっと放置自転車っぽいなというものについては張り紙をして、一定の期間を置かせていただく。その後、その張り紙がとられていないものを、こちらでナンバーがあるものについては全て調査を行いまして、それを警察のほうに照会いたします。要するに自転車登録がしてあるかどうかということの照会をさせていただいて、所有者を特定いたします。その所有者が特定できると、その方にとりに来ていただきたいという形でご連絡を申し上げて、そして一定期間置いた後にとりに来られなかったものを処分をするというような形になっております。とりに来られる台数というのは、かなり総体的には非常に少ないというので、なるべく撤去をしてそのまま処分をするというのがかなりな数に上がるという状況でございます。大変申しわけございませんが、その放置理由というのはちょっと調べてございません。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、撤去した後は処分ということですが、これはあれですか、再利用というような考え方ではなく、現状では行っているということですか。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 再利用ということも検討はしたことはございます。ただ、再利用するためには引き取っていただいて、むしろその処分代がかかる。引き取ってもらうために、その当時、もう何年か前になりますが、調べたところが、リサイクルといいましょうか、そういったものを引き取ってもらうために1台1,500円から2,500円くらい引き取り料がかかる。その引き取った業者さんはそれをどうするかといいますと、それをある程度直して海外のほうへ持っていくと、そういったような利用があるということは聞いたことがございます。

それから、やはり引き上げてきたものというのは、ある程度やっぱりさびがあつたりという形で、中には所有者がわかって、新しいものを買ってしまったのでもう結構だと、処分してしまってくださいというようなものがあります。そういったことで、残念ながらリサイクル的な活用というのはちょっと現実的にできませんので、処理組合のほうに持っていくというような形になります。ただ、東日本の大震災の関係で避難してこられた方がいらつしゃいます。その方たちのためにその放置自転車をボランティアで修理をしてくださった方がいらつしゃいました。そういったことでは再利用をさせていただいた

というものも数台ございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 幾つかあるのですけれども、まず 38 ページのホームページ、バナー広告の 36 万 4,000 円なのですけれども、広報と関係ないのですが、バナー広告の基準ですか、私がちょっと見た感じで 10 社ほど入っていたと思うのですが、余りこれがいいのかなという感じのものがありますので、基準というのはどこに持っていつているのか伺いたと思います。

それと、56 ページです。人権対策費の各種研修会というのがありますが、この研修会の費用、先ほどどんなところに大体というふうな話を川口委員のお話しなさっていましたけれども、21 年度が 19 万 8,500 円、22 年度が 18 万 4,500 円、そしてこの内容について私自身は非常に問題があるといつて詳しく言っているにもかかわらず、この状況が続いている。それについて、研修会の主催者はどこであるのか。民間であると思いますが、それに対してこのような金額を支出していくことの問題点というのをずっと指摘していますが、それが改められていないと思っています。ですから、再度各種研修会のそれぞれの主催者団体について伺います。

それと、その次の部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の 69 万円の補助金ですけれども、平成 22 年の 6 月の段階で、これは全てどのような形で、

一応これが正しいかどうかはわかりませんが、調査されましたよね。調査されていながら、なおかつ同じ金額を支出するというこの問題点です。例えば、これですけれども、1回に当たり旅費として3,000円、嵐山町町内でも3,000円、それから滑川町でも、東松山市でも3,000円をずっと使っている。そして、そのほかに食事代という形でお金をずっと使っている。そのほかに全くわからない電話代という金額にお金を使っている。そして、何だかわからない金額に、打ち合わせ会議とかそういった形にお金を使っている。県連の新年旗開きとかそういった形のものにお金を使っている。そういった形にかなり金額を使っています。さらに、活動費という形で部落解放同盟関連の集会があるたびに1回7,000円の費用を支払っている。そうですね。人権フェスティバルの実行委員会という形のものも、嵐山町比企郡市協議会、同和対策の協議会でやっていますけれども、比企郡の。それに対して参加しても1回7,000円、全ての方に関して1回7,000円の支出をしている。

そういったことがわかっていながら、それでもって69万円の支出を23年度もしたこと、それに関して言いますと、比企郡市協議会は3つの団体があります。部落解放同盟比企郡市協議会には嵐山支部と吉見支部と東松山支部、3支部があります。そこでそれぞれが協議会の各支部から上納金という形でお金を支出していますけれども、そのほかに比企郡市で東松山市以外の鳩山町とか滑川町、ときがわ町、東秩父村、そういった団体は、やは

りそこに補助金を出しているのですが、23年度は減額しています。それについて、そのような形であるにもかかわらず、ほかの市町村は余りに、支部がない町村は減額を交渉しているにもかかわらず、支部のある団体は減額もせず、そしてこれずっと読んでいったらわかるのですけれども、対市交渉の中で、比企郡市協議会の中で、補助金は必ず出してくださいという形になっていて、それにオーケーしています。

そういった形でずっと来ているこのことに関して、町長はどのような感覚でほかの団体との公正さ、そういったものに対してどのように考えていて、23年度も同じ金額を出したのか、これだけしっかりした調査をしていながら、これは普通の団体にはこんなことはあり得ないことなので、誰かが、何か支部の委員が、どこかの会合に行って1回7,000円支払う、嵐山町のものでも1回3,000円支払う、そういったことはほかの補助金団体ではあり得ないことなので、このことをずっと22年度にわかった段階においても、さらに23年度においてもこのことを続けていった理由について町長に伺いたいと思います。これは職員の方では申しわけないので、町長に伺いたいと思います。

その次ですけれども、これはどこのページということはないのですが、地域支援課の23年度の課設置だったわけですね。3月11日に東日本大震災があって、それから被災者への対応、最初、地域支援課が全部やっていたわけですが、それについて私はとても丁寧にやっていただいているというふう感じていたのですが、業務量というのがとても多くなったと思

うのです。それについての評価というのを伺いたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、私のほうからはホームページのバナー広告の掲載の基準といいますか、そちらの関係につきましてお答えさせていただきます。

ホームページのバナー広告の掲載に当たりましては、嵐山町ホームページ広告掲載に関する要綱というものに基づきまして掲載の可否を判断させていただいております。その要綱の中で、次の各項のいずれかに該当する広告は掲載しないということで、幾つか上げております。

具体的に読み上げさせていただきますと、まず法令等に違反するもの、それから政治または宗教活動に関するもの、そして3番目に個人、団体等の意見広告を内容とするもの、4番目としまして公序良俗に反するもの、5番目に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの、6番目に貸金業法第2条に掲げる営業に該当するもの、7番目に人権侵害となるもの、またはそのおそれのあるもの、8番目に誇大表示、不当表示、その他表現方法等が不適切なもの、そして最後に、その他町長が広告掲載として適当でないと認めるものというような形で、以上の点は、今お話ししましたものに当たるものにつきましては、広告掲載しないというような形で取り扱っております。

そして、事前に申請をしていただく段階で、申請書に基づきまして業務内容等をホームページに当然リンクする形のもので見させていただいた上で判断するという形をとっております。昨年度中は、申請に至る前に事前に掲載が可能でしょうかというような問い合わせがあり、お断りしたものが2件ほどございました。具体的に申しますと、先ほど言った最後のその他町長が広告掲載として適当でないものと認めるものということに該当させてお断りしたもののなのですけれども、こちら具体的に申しますと、ネット上の買い取り、物品の買い取り等を業とする業者でございまして、消費者関係のトラブルが非常に多い業種というようなことで、そういったトラブルが発生するおそれが非常に可能性としてあるという判断をさせていただいた上でお断りをさせていただいたものがございます。昨年はそれくらいだったので、ほかに今現在載っているもの、そして昨年掲載したのにつきましては、特にそういったトラブルとか、こちらのほうのここに掲げております掲載しないものに当てはまらないのではないかという判断で掲載をさせていただいております。

以上です。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず、第1点目の56ページの各種研修会の関係でございます。主催団体ということでお聞きいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、先ほど川口委員さんにお答えしたところからお答えさせていただき

ますけれども、まず人権教育の啓発リーダー研修、これが負担金として4万5,000円支出しているということで職員が参加しておりますが、これの主催は財団法人埼玉人権同和センターでございます。それから、全国大会というお話をさせていただきました。こちらにつきましては、岐阜市のほうで行われまして、主催団体が部落解放研究第45回全国集会中央実行委員会というところでございます。

また、宿泊を伴うものに関しましては、東日本研究集会というのがございまして、東日本部落解放同盟関東甲信越地方協議会というところが主催しております。そのほか埼玉県人権啓発企業連絡会というようなところの主催している企業研修にも参加しております。

それから、宿泊を伴うもの、それ以外のものにつきましては、逐一申し上げますませんが、基本的に多いのは同和対策の民間団体でございまして、その主なところにつきましては部落解放同盟、それから部落解放同盟正統派、それから部落解放同盟の愛する会、この3つの団体の主催する研修会等に参加をさせていただいております。以上でございます。

それから、続きまして東日本大震災の関係での地域支援課の対応ということでお答えをさせていただきます。まず、東日本大震災の対応につきましては、今年度の決算、23年度決算でも何点か補正予算等で計上させていただいて、執行させていただいたようなものがございます。大まかに申し上げますと、まずは震災以後、地域支援課で行いました、総務課から引きつい

て地域支援課で行いました震災対策として住民対応がございます。

住民対応の主なものといたしますと、町内の被災状況の把握から始まりまして、被災家屋等への対応、ブルーシートの配布等、それから大きかったのが計画停電、東京電力の計画停電への対応で、その情報収集と住民への周知ということ。それから、4月に入りますと福島県等からの県外避難者への対応、これは一時最高にこちらに避難された方が多かったときは約90名程度の方がいらっしゃいました。現在でも27名の方が町内に避難生活をされております。こういった方々への受け入れの相談やアパートの斡旋等の業務、情報提供の業務ということ。

それから、もう一つはご質問いただきました放射能汚染対応ということで、放射能測定調査の実施や住民への情報提供、こういったものがありました。それから、町の全体の防災対策といたしましては、防災行政無線の難聴地域の調査、アンケートを実施いたしまして、それに伴って電話応答装置の導入を補正でお願いをしたものでございます。それから、エリアメール等の導入、こういったものの研究、そして申し込み等も実施しております。それから、23年度補正でお願いいたしまして、繰り越しになりましたが、防災行政無線のデジタル化、こういった工事の申請業務等がございます。

決算に関連いたしまして、その中では、申し上げますと放射能測定器の購入として52万5,000円を支出をいたしております。それから、人件費といたしまして、これは補正でお願いしましたが、4月から7月分で地域支援

課での時間外対応、これを補正計上させていただきまして、4月から7月分  
で約 358 時間、これは3人でございますが、震災対応での時間外を行って  
おります。それから、電話応答装置に接続調整の費用、これが 70 万  
3,500 円でございます。それから、これは防災行政無線の整備工事、先ほ  
どのデジタル化の関係でございます。これを 23 年度補正として 4,415 万  
4,000 円という金額を計上させていただき、これが 24 年度に繰り越しをさ  
せていただいたというような主な内容でございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 部落解放同盟関連の補助金の関係について、お答えをさ  
せていただきます。

今、渋谷委員さんからご質問ございました内容ですけれども、補助金と  
いいますか、この事業を行うというものの目的というのは、言うまでもありま  
せんけれども人権関連の人権侵害事象がどうにかなくなるかということ  
を目指して、この事業を全国的に行っている。そして、嵐山町でも行っている、  
こういうことであります。そして、さきのご質問の中でもお答えをさせていただ  
きましたけれども、この人権同和、同和解放、部落解放同盟ではなくて、部  
落解放同和対策というものというのは、特別法を国がつくって、国が真剣に  
取り組んできたという長い歴史があるわけです。

そして、そういう同和対策の歴史の中で、社会構造も変化をする中で、ま

た違った新しい人権問題も提起がされてきて、実際そういうものも起こってきているということで、そういう人権に対する内容も同和対策一本というか、中心にやってきたような内容が人権全般の状況に変わりつつある、今その過渡期であるというふうに思っております。そういう中にありまして、同和対策につきましては、その長い歴史の中で地域の支部を共有しているところと連絡をとりながら、できるだけその差別事象がなくなるように連携をとりながら事業を行ってきているのが現状でありまして、そういう中でいつも話しておりますけれども、嵐山町におきましては、その人権問題を広い意味で取り上げるような状況に逐次変更をしてきているところでございます。

そういう中で、変更が進みが速い部分、それとなかなか周りとの連携をとりながら進むのがちょっと遅いかなという部分もあるわけですがけれども、そういうのを総合して人権問題の問題事象が起きないことを願う経過でございますので、その中でちょっとおくらしている部分があるということは、これからさらに見直して行って、そういうところにも手を加えていかなければいけない。そして、人権全般に目を光らせて行って、1件のその人権侵害事象がなくなる社会を一日も早くつくりたい、そういう願いでございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ホームページのバナーについては、今現在の事業者に関しては、この10項目に当てはまらないという形でそのまま掲載しているということで見るということですね。私はちょっとどうなのかなと思って。ネット

のものですから「うん」と見て思ったのですけれども、それであるのならば、町がそのように判断しているのであるならばしょうがないのだろうなというふうに思いますし、内容的にはしょうがないということにします。

見直しについては、今度1年間の契約という形ですよ。1年間の契約で、特に問題がなければそのまま続けていくという形になっていて、10カ所あって、あと15カ所分ぐらいがあいていますよね。その部分もそのような形で埋めていくのだろうなというふうな形では思いますので、それについては再度検討してもらおうということで、再度検討してもらおうということではなくても、ちょっとチェックしていただければと思います。

それと、あと各種研修会ですけれども、主催者はどこかということ、常に常にこのところ何年間もこれやっていますよね、私。何年間って、3年ぐらい続けてやっています。そして、ほとんど全て部落解放同盟にかかわるもので、それ以外のものというのは枝分かれした団体ですよ。枝分かれした団体がやっているという形で、対立するかどうかわかりませんが、そういったもののことで、内容を見ても、これがなぜ嵐山町の職員が各種研修会に参加しなくてはいけないのかというふうな内容で、この金額というのは、私はこの21万5,000円を内容を見た感じで非常に無駄が多い。無駄というか、これはちょっとマイナスではないかというふうに逆に思っているくらいなのですけれども、これの一つ一つのことに関して、以前は行った研修についてどのようなことを研修していたか、職員がどこかで出すようにというような

形を言いましたが、それについてもなされていなくて、そのままずっとこの研修の評価自体もやっていないわけですよ。そういった研修を求めないで、今も問われるままに、求められるままに研修に進む。それも、比企郡市対策協議会でそれを話し合っ、その中で嵐山町は今回どこに行くかというふうな形でずっと来ているわけですよ、それは。そういうふうなあり方というのは、人権問題に対してもうやめていくべき時期に来ていると思うのですが、その点については、これは決算だからいいのですけれども、反省みたいなもの、評価というものを全くしないような各種研修会のあり方については、どのように町長はお考えになっているのか伺いたと思います。

それと、部落同盟埼玉県連合会嵐山支部の問題については、私が言っていますのは1回7,000円の日当です。1日3,000円の旅費、そういったものを支払っていくことが、それがほとんど内容なのです。その内容、電話代とか食事代、それからお土産代、そういったものが内容であることがわかっていながら、69万円という補助金をそっくりそのまま出していく、請求されたらそのまま出していくということに関して、これも見てみました。補助金適正化委員会では、これをすり抜けていますよね。その補助金適正化委員会自体は、全く内容は審査しないものであるということがわかってきましたので、これは補助金適正化委員会で審査していますから大丈夫ですという内容の問題ではないということもわかってきました。

であるにもかかわらず、それはもう平成22年の6月の段階でわかってい

たわけですから、23年においては少なくともそれに関して何らかの問題点指摘、そういったこともなくそのまま出しているわけですがけれども、それについて、それが人権問題の新たな方向になっていくのか、そういった反省点というのは全くないのか、この1日7,000円の日当とか1日3,000円の旅費なんていうのは、今、職員だってそんなことやっていないですよ。埼玉県内の職員、日当とか旅費とか出していない。そういったものを補助金で出していて、その内容がわかっていながら、23年度に補助金も申請されて、そのまま出していくということに関しての町長の考え方は、何もなくて、それは人権問題であるからオーケーですという形で出していくことに関しては、ほかの団体は、支部のない団体はそれで補助金を減額しているわけです。

にもかかわらず、補助金というのは部落解放同盟比企郡市協議会への補助金を減額しているわけですがけれども、それを嵐山町はしていない。それはどこに理由があるのですかということ伺っているので、内容については今の流れというのはわかっています。ですがけれども、実際にこの支出の内容がわかってきたわけですよ。その内容は、私が調べたというのではなくて、平成22年の6月に総務課が調査したのです。総務課が調査して、それは当然町長も知っていなくていけないはず。それを申請書が出てきて、そのまま受け取って、そして出している。そういった状況に、どこに事業評価をしていったり、チェックしていったりする行政の姿勢があるのか伺いたいのです。

○吉場道雄委員長 渋谷委員に聞きますが、初めのは、ホームページのは

要望でいいですか。

○**渋谷登美子委員** それは要望でいいです。

それともう一つ、ごめんなさい。これは全くあれなのですけれども、23年度の震災対応に関してですけれども、非常によくやっていただいたと思うのです。実際に350時間、4月から7月分で地域支援課で3人分で残業があったということで、とても大きな事業をやっていただいたなというふうに感謝しています。実際には、もうこれで、7月で終わったというふうには考えられないのですけれども、まだずっと続いているような形もあると思うのですが、その点について職員の方としてはどのように感じていらっしゃるのか、伺えればと思います。

○**吉場道雄委員長** 中嶋地域支援課長。

○**中嶋秀雄地域支援課長** 渋谷委員さんにねぎらいの言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。本当に今、委員さんのお話の中にもありましたように、やはりこの東日本大震災、それによる影響というのは、もちろん我々職員自体にも今までちょっと想定していなかったような新たな事業として23年度起こってきた。本当に新しいことへの対応に迫られて、本当にその都度その都度、町長のほうにもご報告をしながら、ご指示をいただいてやってきたというのが実態でございます。

感想はと申しますと、ただ大変ではあったし、今現在もさまざまな地域、特に今進めておりますのは、自治防災組織等の地区性といいたいまいしょうか、そ

ういったものにどういうふうに基づいて今後発展していただけるかということ、それから町としての防災対応、それともう一つは、一つのこれを契機として、今回地域防災計画等も見直しを今しているところでございますが、そういった中でやはり今後の防災対応というのは、今までの東日本以前の防災対応とは基本的に町民の皆様一人一人、それから自主防災会という地域、そして町と、それぞれの役割が本当にある意味では明確になってきたというふうを考えておまして、その辺をこれを機会として、これを大変ではありますけれども、ここでいろんな対策を方向づけをしていくというような強い気持ちを持って当たっていければというように考えております。また、議員の皆様方のさまざまなご指導をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

補助金に係ることを先ほどお答えをしたとおりなのですが、さっき申しましたように国で強力に同和対策をやってきた。そして、それが全国で行われてきた。嵐山町でもやってきた。強ければ強いほど、それが違った形に変えていくという力というのは、さらに必要だと思うのです。そういう中で、何も検証しないで去年の続きをまた今年みたいな形でやっているのではないかとご指摘ですけれども、そういうことは決してありません。こういう状況があり、こういう状況があり、こういうのもあるよ。全国があり、埼玉県内でもいろんな考え方、取り組み方、方向の変わってきつつあるようなものという

のを逐一承知をしているわけです。

そういう中であって、関連、関係をする団体と極力歩調を合わせる中で、嵐山町の独自性が出せないものかという苦心をしながらやっているのが現状です。それで、そういう中であって、今までどおりでいいのだというふうには決して思っておりませんで、どういうところをどう変えていったらいいのかというのは、委員さんご指摘のような状況もしっかり把握をしながら、嵐山町ではどういう方向に変えていけるのか、それと一緒にやってきている近隣の人たち、地域と歩調をどう合わせていけるのかというようなこと、そして結果として人権侵害が起きない社会をどうつくれるかという究極の目標に向かってさらに努力をしていく必要がある。委員さんご指摘のとおり、そういうものをしっかり頭に入れながら、これからの対策に取り組んでいきたいと考えております。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 この部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の補助金ですけれども、どのように使われているかということを具体的に町長は調査されたことがあるのか、そしてそれに関して、この部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の会員というのはそんなに多くないですよ。それが具体的に嵐山町の社会的同和の問題の解決の補助金を出すことが、どのように課題解決に向かっていたのか、そういったことの調査や、それから少なくとも嵐山町が、そのことについて皆さんがどのように考えているか、部落解放同盟嵐

山支部が考えているのではないのです。嵐山町が、どのように各地域の人たちに、こういった実際に効果があるのかどうかということをアンケート調査でもそういったことも何もしていないですよ。それについて、評価というのをどこで考えていくのか。考えていって、このような 69 万円という嵐山町の補助金団体の中でもとても高額ですよ、これ。

会員数が7世帯とか6世帯の会員の中で 69 万円というのは、なかなかないですよ、ほかのところを調べてみたって。それなのに、それを出して、その評価というのがされていないですよ。その評価はなぜしていかなかったのか。このような状況になっていて、21 年度、22 年度からずっとやっている問題です。それを 23 年度においても評価さえしてきていないというこの現実については、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほど来、話をしていますように、人権侵害が起きないようにということが大原則です。それで、そういう事象が嵐山町では起きてこない、今のところない、このところ数年起きないというのは、結果としてそういった事業が成果が出てきている、そういう評価をしてもいいのではないかと、う底流があるわけです。

しかし、話を先ほどからしているように、いろんな各般の人権問題が出てきている中であって、同和問題のそのウエートというのがこれでいいのかと

というのは、委員さんおっしゃるように考えていかなければいけない、再三申し上げたとおりでございまして、そういう中であって、今ご指摘をいただいているような問題を今後どれからどうしていったらいいのかというのは、嵐山町ではしっかり取り組んでいければというふうに考えています。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 歳入の部分でちょっと1つお聞きをしておきたいのですが、雑入のところ、38 ページなのですけれども、防火水槽の撤去の補償料で入ってきているというのは、歳入になっているというのは、これはどういう理由からなのでしょうか。

それともう一つ、今話がありましたように震災の関係で、これは総務課になってしまうのかな、ボランティアの関係です。職員も住民にも呼びかけた記憶があるのですけれども、どのくらいの人が震災のボランティアで行っているのか、また行ったのかをお聞きをしておきたいと思うのですが。

○吉場道雄委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず、歳入の防火水槽の撤去の補償料でございます。38 ページでございますが、鎌形の 977 と、鎌形の 1191-1 ということで、これは県道の道路改良、県道の道路改良に伴って、町の防火水槽がひっかかったものでございまして、県から補償料が取り壊し費用として出たというものでございます。

それから、ボランティアの関係でございますが、地域支援課として民間の町民の皆様方に町としてボランティアの、例えばバスを仕立てるとか、そういったような呼びかけというのはしてございません。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。おおむね 10 分。

休 憩 午後 2時13分

---

再 開 午後 2時23分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に対する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

河井委員。

○河井勝久委員 お聞きいたします。ページは 24 ページです。住基カードなのですけれども、23 年度で 81 件、4万 500 円ということなのですけれども、住基カードの制度が始まってから、最初の時は5枚だか6枚で、その後少しずつは増加してきているのかなと思っていても、年間 81 件で、これのい

ろんな利便性の問題等もいろいろ出ていたわけでありましてけれども、今まで総合的な発行枚数というのはどのくらいだったのでしょうか。

それで、ページの 62 ページ、このための機械の保守等で、これ委託になっているわけですがけれども、相当金額がかかっていると。例えば、この住基カードを使った年間の利用件数というのはどのくらいあるのでしょうか。税の関係では、それでいろいろと納めることもできるとか、申告ができるという話にもなっているのですけれども、使われたのは主に、確認ができるかどうかわかりませんが、町内で使われたのか、町外で使われたのか、わかりましたらひとつお願いいたします。

それから、同じ 62 ページの備品購入費の中の機械器具購入費の中で、鍵ペア生成装置の関係で、これは業者委託しているわけでありましてけれども、ペア鍵というのは主に何に使われているペア鍵なのでしょうか。自動車なんかだったらペア鍵というのはわかるのですけれども、そんなにペア鍵というのが必要なのかどうか、どんなものなのかお聞きしておきたいと思えます。

以上です。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、お答えいたします。

24 ページの住民基本台帳手数料の中の住基カードの関係でございます。これは 81 件となっております、このほかに 10 件無料交付されているもの

がございます。無料交付の中身につきましては、70歳以上の免許証返納に伴うものが5件でございます。そのほか、生活保護の方の無料交付が5件、合わせまして10件ということで、81件プラス10件の91件が平成23年度に交付されております。

平成15年8月からの累計枚数でございますけれども、平成24年3月31日現在で488件となっております。

それから、このカードの利用についてのお尋ねでございますけれども、住基カードにつきましては、写真入りのもの、今は本人確認の証明書類として住基カード単体で本人確認ができるということで使われ始めているのかなというところでございます。また、住基カードをお持ちの方がそんなに多くないものですから、その利用そのものはそんなに多くないというところではあると思います。

それから、62ページの鍵ペア生成装置の関係でございますけれども、これにつきましては、税務申告をするときなどに税務署のe-Taxというものにアクセスして電子申告をするわけですが、そのときに電子申告を行うのに本人の確認をできるものとして公開鍵と秘密鍵という2つのカギをこの鍵ペア生成装置で作りまして、電子申告で成り済ましを防ぐというのに使われていると。そのために、役場のほうに電子申告の前に住基カードに公開鍵と秘密鍵を設置して、その後、電子申告をカードを使ってやっていただく、そういうものに使うものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうすると、住基カードの関係ですけれども、住基カードですけれども、総合トータルでも488件、具体的にはそのとき使う目的がなければ、なかなか使わないのだろうと思うのですけれども、主に町内で使われているのか、町外で使われているのか、それはデータでわかっていますか。

それから、このペア鍵の問題ですけれども、電子申告、成り済ましを防ぐということでありますけれども、これは電子申告をする方がお持ちになるのですか。そこを聞きたいと思います。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 住基カードをお持ちの方が、住基カードを持って嵐山からよその市町村に転入する、あるいはよその市町村から嵐山に転入されてくるというときに、これが本人確認の資料としてそのまま住基カードを使って転入手続が、本人を確認する資料としては一番書類が少なくて済むかなと思っているのですけれども、それ以外に住基カードをどのような場面で使っているかというところの情報までは、こちらでは把握できません。

それから、もう一つの鍵ペア生成装置を使って電子申告をするときには、お尋ねのとおりでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 これちょっと本当に単純な話なのですけれども、38 ページの雑入に市町村交通災害共済加入推進費というのがあるわけなので、すけれども、これは交通共済を勧めていくために1枚幾らという形で、加入した人が、それで1枚幾らという形で入ってくるのか、それとも加入推進をするための費用として、それが入ってくるのか、ちょっとそこのところがよくわからないのですけれども、市町村交通災害共済に実際に加入された方というのはどのくらいいらっしゃるものを1点伺います。

それと、すみません。国民年金のこと、ページ書いてなくて申しわけないので、すけれども、国民年金の関係なのですが、だんだん、だんだんやっぱり国民年金の加入者が多くなってきていることは確かなのですけれども、加入者ではなくて年金受給者が少しずつふえてきているのですけれども、町内で基礎年金資格が25年に達しないで国民年金を受給できないでいる人の人数というのはどの程度いらっしゃるか把握できるでしょうか。これが後々に、ほかに所得がなくなってくると、本当に生活保護に移行せざるを得ない方になっていくと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 お答えいたします。

38 ページの雑入の市町村交通災害共済加入推進費でございますけれ

ども、これにつきましては1人当たり40円、加入者数2,882人ということで、平成23年度につきましては11万5,280円が交付されております。これは加入推進ということでございます。

それから、加入率でございますけれども、平成23年度につきましては、加入者、一般の方が2,852人、中学生以下の方が281人、合計しまして3,133人でございます。嵐山町の人口、平成24年3月31日現在で1万8,616人、人口で加入率出しますと16.8%ということでございます。

それから、国民年金の関係でございますけれども、25年以上掛けられない方がどのくらいいるかということについては、ちょっと把握ができていない状況です。ちなみに、嵐山町の国民年金の加入者の中で、免除、申請免除、それから法廷免除とあるわけですけれども、その方がどのくらいいらっしゃるかという数字だけ申し上げたいと思います。

〔「それ載っているじゃない」「出ているよ」

と言う人あり〕

○新井益男町民課長 それは26.1%ということだと思うのですが、その順位が、この順位というのがどっちであってもいいことですが、そういうことで。

以上です。

〔「29.2って書いてある」と言う人あり〕

○新井益男町民課長 29.2です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 今の国民年金なのですけれども、この免除申請の手続については、今は社会保険庁のほうから通知が来るしかないというふうになっているのでしょうか。それが1つです。

それと、もう一つ、これ 76 ページなのですけれども、後期医療の関係になるのか、どこで、町民課のほうでいいのか、人間ドックの委託料が 75 歳以上で 24 人という話だったと思うのですけれども、国保の部分でも該当する人もいるのでしょうかけれども、75 歳以上で 24 人というのは余りにも少ないなという感じを受けるのですけれども、この辺の啓発も含めてどういう対応をしてきたのかお聞きをしておきたいと思います。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 申請免除と、それから法廷免除という2つの免除の形があるかと思えますけれども、法廷免除につきましては障害年金受給者や生活保護受給者が法廷免除の手続がとれるということと、そのほかに申請免除につきましては、低所得者、それから災害の被害者、失業者等がその申請免除が受けられるということでございます。ただ、その申請手続等の詳しいところについては、ちょっとよくわかっておりません。大変申しわけないです。

それから、76 ページの後期高齢者医療の関係でございますけれども、

人間ドックの委託料、町負担分2万円掛ける24人分で48万円、これにつきましては後期高齢者医療広域連合のほうから補助金の関係がありまして、その費用が入ってきている部分があるわけですが、後期高齢者の関係につきましては、人間ドックの申請というか、後期高齢者連合が人間ドックを補助対象にしたのが平成23年度からということで、委員さんおっしゃるとおり、周知がこれから始まってもっとふえていけばいいのかなというふうに思いますけれども、そういうことで23年度の数がおっしゃるとおり加入者の方に比べるとちょっと少ないかなという感じはいたします。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 国民年金については、特に学生の免除があるわけで、学生の対応をどうするかということが将来的には非常に大切になるのかなというふうに思うのですけれども、その辺の周知というか、学生であれば学生免除が全部きくわけですから、それは所得に関係なくだと思いのです。そういう点では、学生の部分のきちっと手続をとっていくというのは将来的にも大事になってくるのかなというふうに思うのですけれども、その辺は社会保険庁あるいは社会保険事務所がやる仕事なのかどうかもあるのですけれども、とりわけ町のほうでも事務費的なものというのは来ているのかどうかわからないのですけれども、そういう徹底というのは町のほうでやってもらうということは、23年度にはやったのでしょうか。それが1つ。

それと、人間ドックですけれども、23年度から始まったということで、初年

度ですよね。初年度の実績が24人というのは、やっぱり余りにも対象者からすると少ないのではないかなと。まして、介護保険料との関係では、あるいは後期高齢者医療の関係でも、補正のところでも高額医療費が伸びてくるといふ点や、介護保険においてもそういった部分ではせっかくそうした部分の事業ができたわけだから、きちんとやっぱりその部分を徹底して、一人でも多くの受診をしてもらうというふうにするべきではないかな。そういう面では、24年度事業が始まった時点では、やっぱりその辺の徹底というのは町のほうではどういう形で広報なりも含めた高齢者に対する周知というのはいかようにやられたのでしょうか。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 先に年金のお尋ねでございますけれども、国民年金のことにつきましては、ほぼ毎月、広報に掲載、その時期によって内容は異なりますけれども、広報させていただいております。特に4月、5月につきましては、新たに大学生等になる学生さん向けに、広報ではその学生特例免除の申請の関係については、広報でさせていただいているというふうを考えております。

実質、1カ月おくれとかちょっと時期は少しずれているかもしれませんがけれども、年度当初の時期に学生特例の免除のことを広報でお知らせしているということでございます。

それからもう一つは、20歳になったときに学生特例免除の申請ができる

という通知を社会保険事務所のほうから出しているということでございます。

それから、後期高齢者医療の関係につきましては、平成 23 年度に後期高齢者広域連合のほうで、補助事業として人間ドック等の事業を始めたわけですけれども、最初の周知の時期が少し遅い時期から始まった、年度当初ではなかったということがあって、人数の申請もおくれたのかなというふうに考えております。

それと、あわせて肺炎球菌ワクチン等の、その後にそれもやるというような形で、ちょっと広域連合のほうで周知していただけたのが少し遅くなったのかなというふうに思っています。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 そういう面では、実施する部分が健康いきいき課のほうになっているので、その辺の連携の部分もあったのかなとは思いますが、いずれにしても 23 年度から実施が始まったということであれば、その途中から始まったということであれば、24 年度については既に継続されている事業だと思いますから、その部分の徹底というのはこれから図っていくと。いずれにしても、そういう形で徹底することによって、国保についても、後期医療についても、介護保険についても、軽減が図れるのかなというふうに思うのですが、その辺の徹底の仕方というのは考えているのでしょうか。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 嵐山町のほうで健康カレンダーというのを毎年出しているのですけれども、平成24年度の健康カレンダーのほうにお尋ねの件につきましては広報で載せているという状況でございます。それから、町の広報にも載せているという状況でございます。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきませうけれども、23ページの関係なのですけれども、使用料と手数料の件で、戸籍の関係になりますけれども、証明書をいただくという形ですが、戸籍の謄本が2,941件というふうに出ております。これの中と、それと同時に住民票の閲覧、あるいは住民票の写しというものもありますけれども、これは個人の方が取られた件数と、それから代理業者の方が来られた件数を教えていただければと思いますので、お願いします。

それともう1点、すみませんが、76ページですが、補助金関係なのですが、元気に皆さんが旅行や何かに行きたくて楽しくというような形での保養所の利用ですけれども、年々少しずつ予算が減ってきていますし、もちろん決算でも大分今回も減っていますが、どの程度の方たちが1泊なり、2泊までは利用できるのかなと思っていますけれども、利用していらっしゃるのか。あとは、これについてのPR的なものも少ししていただければ、もう少し皆さん

がわかっていただいて、そういう制度があるのですかというようなお話も聞いたことがあるので、どんなふうにPRしているのかお尋ねします。

以上です。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 戸籍の手数料の関係で、2,941件の内容ということでよろしいのでしょうか。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 個人と、できましたら専門業種の方がとりに来るということがありますよね。その辺のところを特に知りたいものですから。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 すみません、ありがとうございます。8業種の関係につきましてお答えいたします。

戸籍の関係で、郵送による請求が153件、それから窓口に来られた請求が43件、それから住民票について郵送で8業種の方が請求されたのが95件、それから窓口請求で来られてとられたのが39件ということでございます。

○吉場道雄委員長 村上副課長。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長 保養所の利用についてお答えさせていただきます。

76ページの後期高齢者医療事業の保養所ということで、こちら一般会計

にしましては、後期高齢者医療制度における保養所の利用の人数となっております。委員さんのおっしゃるとおり、平成22年度が174人だったのに対し、平成23年度の利用は141名ということで若干減っております。ただ、予算で切っているわけではなく、申請いただいたものにつきましては皆さんご利用いただいております。

2泊していただいた方はどれくらいかというご質問もあったかと思うのですが、平成23年度につきましては15名の方が連泊という形をとられております。周知につきましては広報等にも載せておりますので、後期高齢者医療制度、国民健康保険、両方の混合の形でも申請していただけるような形をとっておりますので、そういうようなお答えをさせていただいております。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 今、私、質問ちょっと抜かしてしまったのかわかりませんが、戸籍の関係、もう一度、すみません。再質問させていただきます。

戸籍の関係で、閲覧ということもちょっと申し上げたかなと思ったのですが、答弁漏れか、私のほうが質問しなかったのかわからないのですが、もしご答弁いただければ、すみません。

それと、もし8業種の方たちの報告をいただきましたが、この中で、今個人に対しての通知制度というの導入されていますが、その辺にかかわる形で悪質にとられて、通知制度のほうにも連絡を個人的に上げたというような経緯があったのか、お尋ねさせていただきます。

以上です。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 閲覧の関係につきましては、大変申しわけありませんでした。閲覧の関係につきましては、平成 23 年度、社団法人、NHKの関係で中央調査社というところが鎌形地区について閲覧を行っております。それから、株式会社サーベイリサーチセンターというところで、これもNHKの放送の関係でございますけれども、平沢、遠山地区について閲覧をされております。それからもう一つ、県の事業の関係で、株式会社日本水コンというところが、古里、吉田地区についてやはり調査をしております。

それから、お尋ねの関係につきましては、もう一つ、本人通知制度の関係だと思うのですが、本人通知制度の関係につきましては、登録されている方が8月 10 日現在、嵐山町では昨年の8月 10 日現在では 27 名でございました。今年の現在まで 61 人ぐらいの登録だったと思います。ちょっと人数は1～2人、間違っているかもしれませんが、61 人だったと思っております。

その本人通知制度で事前登録型の方に関して、その本人の方に通知した件数があるかというお尋ねだと思いますけれども、それについてはございません。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 閲覧の関係ですけれども、3社ほどNHKの関係は何となくわかるのですけれども、株式会社日本「スイホン」ですか、「スイサン」ですか、ちょっとわからなかったのですけれども、この会社についてどんなふうな会社なのかわかりますか。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 荒川の上流河川の環境整備について、その効果を分析するためということで、周辺住民のアンケート調査をするということで、下水に関する株式会社日本水コンという会社で、下水道関係の会社だというふうに承知しております。

○吉場道雄委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 62 ページの一番上の住民基本台帳の件なのですが、嵐山町の外国人登録というのは何人なのか伺いたいと思います。

それと、76 ページの後期医療の件なのですが、特定健診の業務委託料です。先ほどの人間ドックの上ですけれども、前年とそんなに大きく金額変わっていないということは、そんなにふえていないということで、最近何か聞いたような記憶もありますが、ちょっとどのくらいの人数とパーセントだったのか。

これを受けた結果、病気がわかったというのはわかるのでしょうか。

以上です。

○吉場道雄委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 外国人登録者の数のお尋ねでございます。平成 24 年の4月1日現在でございますけれども、外国人登録者の方が、男の方が 156、女性の方が 155、総数で 311 人になります。それで、その後、外国人登録者の方につきましては、仮住民票、あるいは外国人登録法の制度の廃止、それから在留管理制度に移行というようなものが今年の7月9日に合った関係がありまして、その手続で、外国人世帯の所在確認等がしてありまして、職権末梢が何件か今年度されているという状況です。住んでいないというのが確認できた者については抹消して、その方を新たな住民登録の方にするというようなことが必要になって、外国人の方は本国に帰還されたりなんかした方がいらっしゃるということです。

それから、76 ページの後期高齢者医療の関係で、人間ドックについてのお尋ねでよろしいのでしょうか。

〔「特定健康診査」と言う人あり〕

○新井益男町民課長 特定健康診査の関係です。特定健康診査につきましては、この健診委託料 355 万 4,992 円の内訳につきましては、1人当たり 8,205 円という金額の 413 人分でございます。それから、追加費用が発生する 95 円掛ける 412 人というもの、それから健診手数料が 12 万 7,187 円ほどかかっておりまして、この合計が 355 万 4,992 円ということで、健診受けられた方は 413 人という人数でございます。

受診率につきましては 20.6%という数字になります。

その病気の関係については、ちょっと健康いきいき課にお任せしてあるものですから、そちらの詳しい内容までは、こちらはちょっと把握してございません。

以上です。

○吉場道雄委員長 わかりました。所管が健康いきいき課なので、その部分はそのときに質問してもらいたいと思いますので。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようなので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。おおむね 10 分。

休 憩 午後 2時58分

---

再 開 午後 3時07分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、文化スポーツ課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。まず、22 ページなのですが、使用料で南

部交流センターの使用料が5件、これはこちらでいいのですよね。それで、これ5件あったというのはとてもありがたいことだなと思ったのですが。

〔「15 ページ」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 15 ページ、ごめんなさい。では、間違えている。そうすると、これPRについてはどのようになされたか。そして、どのような団体が入っていただいて、とてもよかったなと思っているのですけれども、そういう点について伺いたいと思います。

それから、23 ページになるのですけれども、これはたしか大丈夫だと思うのですけれども、体育施設の使用件数が全部で2,427 件になるのですけれども、菅谷中と七郷小の使用できない時期があったと思うのですが、それについてはこの体育施設の使用件数というのがうまく調節が可能だったのかどうか、伺いたいと思います。

次に、38 ページになるのですけれども、パソコン活用講座の参加料が116 万 4,000 円なのです。そして、パソコンの講座委託料が112 万 4,700 円、全部で講座委託料が99 万 6,000 円で、又エックの使用料が12 万 8,700 円で、112 万 4,700 円でとんとんでこれはいいのかなと思うのですけれども、大体こういうふうな形でとんとんになるように講座がつくられているのか、なかなかうまくできているなというふうに思ったものですから、それについて伺いたいと思います。

次に、117 ページなのですが、これは先ほども人権問題で伺ったのです

けれども、文化スポーツ課としてはふれあい塾、ふれあい講座についてどのように評価しているか。特にふれあい講座については、いろいろな運営委員会の議事録などを読んでもみますと、必ずしもほかの方はもっとたくさんもっていないので広めるべきだというふうにおっしゃっているのですけれども、それが一方でそうではないという方がいらっしゃる。ですけれども、それは嵐山町のふれあい塾とふれあい講座であるので、そういったことに対してのどのように評価をしていくかということですよ。これは23年の議事録の中の1つだったのですけれども、吉田地区集会所は部落解放同盟の活動拠点として使っているというふうな形の言葉が実際に文言の中に出てくるのです。その中で、ふれあい講座が展開されている。そのことについて、嵐山町ではどのように評価しているか。それは一部の講座なのですけれども、嵐山町がやっていたこうとしている講座と、それから部落解放同盟の嵐山支部がやっていたこうしている講座とは、かなりそごがあるなというふうに考えています。でも、そごがあるのだけれども、それはそごがないというふうな形で、今、吉田地区集会所運営委員会には、実際にそこに部落解放同盟の嵐山支部長が副会長として入っていますから、そういうふうな形になっていかざるを得ない状況がずっとあるなというふうに私は見えています。それについてどのように評価していくのか。

実際に、そのふれあい講座が、私が見ていて、この吉田地区集会所のふれあい講座が、本当に社会的同和解決のことになっていない。むしろリー

ダ一の自己満足をさせるだけの形のものに展開しているというふうにはか考えられないのです。なので、そういった評価についてどのように考えていくか。実際にふれあい講座やふれあい塾をやっていて、そういったことの評価とかそういったものを全然今やっていないわけですよ。それについて、今回、23年度どういうふうに考えているか。私、あそこの運営委員会の議事録を読んで、ちょっと問題が多いなというふうに感じましたので、それについて伺いたいと思います。

それと、同じく下のほうの各種研修会の参加ですけれども、各種研修会は、見ていると地域支援課と文化スポーツ課で交互に参加しているのですけれども、それについてどのようなところに参加しているのか、そして具体的な主催者、それについて伺いたいと思います。特に新年旗開きとか、比企郡市協議会の総会というのは、地区役員と市町村の職員しかいなくて、会員というのがないのです。会員というのが入っていないで、新年旗開きとか総会とかが行われているという事態があって、それにかつずっと参加している実情があって、私はどこに総会とか地域の旗開きとかが、そこにリーダー以外の人が入っていないということに、普通総会と言ったら、ほかの組合員とか会員とか入っているのですけれども、そういったものが一切なくて、職員です。市町村職員と支部委員長、支部長、そういった者しか入っていない、そういったことに嵐山町の職員が入っているということの問題性を感じているのですけれども、そういったこともあわせて各参加した研修会の

主催者、どのようなものに入っていったか、金額的なものを伺いたいと思います。

それから、131 ページに社会教育指導員報酬126 万円があります。この社会教育指導員の方は、どのような仕事を具体的にしていたのか。ほとんど吉田集会所対応であったのではないかと考えているのですが、その点について伺いたいと思います。

134 ページです。134 ページ、図書館協議会委員報酬で5万 5,000 円が出ているのですけれども、具体的にどのようなことをなされたのか、図書館協議会というのはどのようなことを審議していたのか伺いたいと思います。

同じくその中に、嘱託職員の報酬が 262 万 2,400 円、臨時職員とあるのですけれども、町民からすると嘱託職員と臨時職員と正規職員というのは判断がつかないのですけれども、それぞれの職務内容が違ってきますよね。それをどのように今まで町民に周知しているのか、いたのか、伺いたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 金井交流センター館長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 それでは、最初の質問の南部交流センターをお使いいただいている団体がどのような団体があるかということと、PRの方法をどのようにされたかということだったかと思うのですけれども、それにつきましてお答え申し上げます。

まず、PRの方法でございますが、23年度より南部交流センターということで位置づけをさせていただきましたので、年度はちょっと前になりますが、広報の4月号だったかと思うのですが、4月号に1回と、夏ごろ、ちょっと号数はわからないのですが、南部の交流センターをお使いくださいということで、広報には記事を掲載させていただいているところでございます。

また、ふれあい交流センター等が部屋等の状況で混み合ったりなんかするときにも、南部の交流センターもありますから、どうぞということで、職員のほうも南部の交流センターのほうをお使いいただくようにということでご案内をしたりなんかの努力をしているところでございます。

続きまして、使用団体でございますが、使用団体につきましては、スポーツ少年団、サッカースポーツ少年団ですとか町役場の関係、それから学童の皆様、それから個人的な楽器を練習する団体の方、あと地域の鎌形のお祭り、夏祭りの実行委員会等の方々と、当日の祭り、それとあと嵐山ガッツジュニアさん、バレーの団体でございます。それとあと、若草保育園ですとか、調理室等に幼稚園の行事とかそういったことにお使いいただいております。

以上です。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 初めに、23ページの菅谷中学校、七郷小学校の体育館改修に伴う体育施設の利用者の関係なのですけれども、利用

者の方々が、それぞれ 23 年の4月から3月いっぱいほとんど使えなかったのですけれども、限られた残った施設の中で、それぞれ利用者の人たちがうまく工夫して使っていただいて、何とかそれほど不便することなく使えたのかなと思います。

それから、38 ページのパソコン講座の関係なのですけれども、嵐山パソコンクラブでのパソコンの講座の委託料が 99 万 6,000 円、又エックの使用料が 12 万 8,700 円ということで、あと講座の利用者からのパソコンの活用講座の参加者からの雑入が 116 万 4,000 円で、確かに歳入と歳出でうまくいったのですけれども、これは特にこういった形で人数を工夫したりだとかということではなくて、たまたまうまくいったという状況でございます。今回、平成 22 年、23 年度と以前と比べますと 70 講座、あるいは 80 講座やっていたのですけれども、22 年度、23 年度につきましては 40 講座の中でこんな形で歳入歳出がうまくいったということでございます。

それから、ページ 117 ページのふれあい塾、ふれあい講座の関係なのですけれども、ふれあい塾につきましては、昨年度、七郷小学校の児童 15 人、23 年の5月から 24 年に2月まで計 25 回ほど開催いたしました。受講生が 15 人で、延べ 389 人が参加いたしました。その中では、人権についての学習とか自然についての学習、それから体験、それから地区の老人会の方々とのグラウンドゴルフの交流などいろいろな面で交流、学習、体験ということで、実際に成果は上がっているということで考えております。

ふれあい講座につきましては、平成 23 年の7月から平成 24 年の2月まで 44 回の講座を持ちました。受講者が 42 人、延べで 368 人の方が受講されて、その中ではカラオケだとか手芸、パソコン教室、探訪、グラウンドゴルフなどさまざまな講座を通して、人権教育について差別や偏見のない明るい社会をつくるために、そういった講座を通して勉強してまいりました。

評価ということなのですけれども、評価として特にはやってはいないので、すけれども、こういった中を通して、実際、今差別といったような事象が出ていないこと自体が、そういう評価に値するのではないかというふうに考えております。

それから、各種研修会等への参加、それから金額的なことということなのですけれども、部落解放同盟の埼玉県連合会の夏期講習1万 6,000 円、正統派の埼玉県連合会の研修が3回ありまして、これが1万 5,000 円で3回ほどあります。それから部落解放正統派の研修会なのですけれども、正統派の研修会が1万 5,000 円ずつで2回でございます。それから、比企郡協議会の総会ということで1万 5,000 円、それから部落解放愛する会の関係の研修会が3回ほどありまして、1万 4,000 円で3回でございます。それから、部落解放、第 45 回の全国集会ということで2万 4,000 円、それから部落解放第 43 回東日本研修会ということで2万 2,000 円、これが主な研修会の負担金の状況でございます。

それから、131 ページの社会教育指導員の主な仕事の状況なのですけ

れども、社会教育指導者につきましては、確かに渋谷委員さんおっしゃられたとおり、現在ふれあい塾、ふれあい講座を中心にやっていただいておりますが、全てがそれではありません。実際、文化スポーツ課のほうの事業にも携わっていただいておりますし、その他いろいろな面で仕事はやっていただいております。

以上です。

○吉場道雄委員長 船戸図書館長。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 それでは、134ページの図書館協議会の委員さんの件についてお答えいたします。

まず、図書館協議会委員さんにつきましては、費用弁償をお支払いしている方が6人ということでございますが、ほかに2名ということで全部で8名おります。構成から申し上げますと、まず学校教育関係者ということで、こちらの志賀小の先生、それからあと社会教育委員ということで6名、それからもう1名が熊谷の県立図書館の司書資格の方がおまして、合計8名でございます。こちらでも毎年6月と11月に協議会を開催しております。こちらの5万5,000円、その2回分の報酬でございます。

なお、こういったことの協議の内容ということでございますけれども、一応前年度の実績の反省会、あるいは当年度の事業計画の説明等を行いまし、いろいろ図書館が町民の皆様にとどのようにしたら、よりやすく利用していただけるかというようなこと等の助言をいただいたりしております。内容的に

については、そういったことでございます。

続きまして、嘱託職員さん、あるいは臨時職員さんの件なのですが、嘱託職員さんにつきましては2名、それから臨時職員さんにつきましては9名おまして、嘱託職員さんについては町役場の職員、私を含めて2名おりますが、そちらの生職員の補助的な事務が主でございます。それから、臨時職員さんにつきましては、主に窓口業務でございます。その中には、当然本も貸し出したり返却とかいろいろございますけれども、図書整理等を含めた事業をやっていただいております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 南部交流センターという使用料のほかに、かなり多くの団体に使用していただいている、無料で使用されている方がかなり多くいらっしゃるというふうなことで、実際にはどのくらい、言われてみると何回ぐらい使っているのかというのはいいのですけれども、かなり使われているということで、それ以上のこと、今カウントはしていないということですよ。それが1点。

それと、もう一つですけれども、ふれあい塾に関して言えば、ずっと見ていると、ほかの学校関係者は、うちの学校でもこういうふうな形をしてほしいと言われながらも、それが嵐山もほかの学校ではいかないわけですよ。これはなかなか先生も大変なのでというふうな形の感想というのは結構出て

います。PTAの関係の委員さんが、ずっとそういうふうな形が出ているけれども、実際にはそれが出ていなくて、15人ですから、七小の子供が110何人ですから、10%弱が参加しているということで、それはとてもいい事業であると思うのですけれども、逆に今度は、ふれあい講座ですよね。ふれあい講座にしますと、全体で42人で368人の方が参加しているということでした。でも、42人の方の中で、その講座の中で特に問題視しなくてはならないというふうに思っているものがあります。それについては、健康ダンス教室、カラオケ教室、それと健康教室、手芸教室、それに関して言えば、嵐山町が主催ではありますけれども、今までずっと、ほかのパソコン講座とかそういったものは新たにつくった講座だと思うのですけれども、それ以前からずっと続けているものを続けていて、それはなかなか広まっていないのです。そのことが問題で、特にそれに関して言えば、それが部落解放同盟嵐山支部の人たちが拠点事業として考えているものなのですけれども、そういった形でずっと進めていって、それはリーダーの人たちにとってはとてもいいことなのかもしれないのですけれども、逆に社会的同和の解決の場にはならないというふうに考えているのですけれども、そこについての評価というのは全く今までもしてなくて、予防的、先ほども町長もおっしゃっていましたが、けれども、予防的効果があるということですよ。

でも、私は、予防的効果というのは何なのだろうというふうに思うのですけれども、いろんなことでいつも差別というのはどこの場所にもあります。だ

けれども、それが予防的効果という形でこのように事業が続けられていて、評価も実際にしていない事業というのを続けていく効果というのがあったのかということです。その点については、私は事業評価もしていないで、ずっと何年も何年も続けていくということの問題点というのがあると思っていますので、すけれども、それについて今までもやっていないということで、事業評価をしない事業をずっと続けていくということに関して、町長はどのようにお考えになっていくのか伺いたと思います。

それと、次に研修会のことなのですが、研修会は相変わらず民間団体で、ほかの団体、国とか県とかの団体には、人権のところに入っていない、全て各団体から要請があった講座に比企郡の人権教育協議会ですか、人権協議会のところでそれを対応して行って、それを順番にやっていくという形になっていますよね。それについても、全く今、評価されていない状況でずっと何年も続けていることについて、もう一度なのですが、町長はこの評価もしないで、全ての事業を続行していくという形についてどのようにお考えになっているのか伺いたと思います。

あと、図書館なのですが、図書館協議会というのは、町民の人たちがどのようなことを望んでいて、どのように運営していこうかという形のものを協議する場では平成23年度はなかったということで、実際に委員の方を見ていると、それは住民の方という形では入っていないですね。なので、それについては、こういった形で図書館協議会が運営されていて、今後も何

か問題があったら図書館協議会で解決できるような場として位置づけられているのかどうか、いたのかどうかです。それはどうなのでしょう。そのことを伺いたいと思います。

あと、臨時職員と嘱託職員と正職員の責任範囲は、町民の方にはわからないと思うのですけれども、それについての苦情とかいうふうな対応というのはあったのでしょうか。それを伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 金井交流センター館長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 それでは、南部の利用状況ということですが、15件で3,800円ということですが金額のほう出ているのですが、条例に規定がございまして、町内の中学生以下が使う場合は免除という規定がございまして、利用人数のほうにつきましては統計があるのですけれども、使用申請に伴う全ての分が使用料として入ったわけではございませんので、その点ご理解いただきたいと思います。

統計のほうにつきましては、手元に資料がありますので、読ませていただきたいと思います。まず、人数でございますが、年のトータルで819名です。申請件数につきましては、小会議室と調理室を含めまして42件ということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

ふれあい講座等を中心の質問でございました。先ほど来、お答えをさせていただいていますけれども、そういった事業を継続してきた結果が今出ている。ですから、そういう中で差別事象が起きないというのは、それなりの成果が出ているのだというふうに私は思っております。

しかし、先ほども話しましたけれども、今、その人権問題というのが、いろんな形の人権問題が発生をしてきていて、同和問題を中心に行われていた時代と、そして今の時代背景とは変わってきているというのは、これははっきりしている事実です。そういう中であって、先ほど来話していますように、嵐山町で行っている事業というのも、当然変えていかなければいけない。そして、今まで補助金の出し方というのも、組織、会、そういうようなものに、体育協会だとか野球部みたいな感じでずっとやっていたわけですが、それがだんだん、だんだん変わってきて、そしてそういう中で事業費補助に変えていこうというのが補助金の適正化委員会の中での中心的な考え方でそういう方向に行こうということで、一遍にばさっというわけになかなかいかないわけですが、そういう方向にカーブを切っていこうという町の基本的な考え方があるわけです。

そういうものに照らし合わせた中で、今言っているような問題も、だんだんそれに合わせていって、それでしかも成果が出るような形で変化、変えていければというふうに思っております、その事業費補助というような考え方を中心に行っていきたい。そういう中で、今何か現状に対してうまくないよう

なことがもしあるとすれば、そういうものをしっかり治していかなければいけないかな、時代に合わせていかなければ行けないかなと。そういう中で、事業も成果をしっかりと出して、人権問題が起きないような社会をつくっていきたい、基本的な考え方でございます。

○**渋谷登美子委員** 研修会についても、評価をしないでずっと続けていることについては、どう考えていくのかということです。

○**岩澤 勝町長** 評価というものを、さっきも話しましたけれども、いろんな形で評価をしながら、それでいいのかというので、それを内部的には検討を重ねてきているわけですが、この人権問題というのは嵐山町だけの問題でなくて、広がり、つながりというのが、地域等もあるし、いろんな形があるわけですから、周りの一緒に人権問題で戦っている会と連携をとりながら、そして嵐山町ではその中でどう一緒に形、または別な形がとれるかというのは検討しているわけですが、今のところそういう形の結果というか、そういう形にまで至っていないわけで、今話したような事業費補助の方向に行く中で、直せるものは直していく、変えるべきことは変えていくという考え方、基本的な考え方でいきたいと思っています。

○**吉場道雄委員長** 船戸図書館長。

○**船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長** まず、図書館協議会の件なのですけれども、まず町民の方の意見なりの反映が、今までこの協議会の中では協議されていることはございませんでした。まず、それが

1点でございます。

また、さきの一般質問の中でも、町長さんご返答の中で、今回、図書館の質問等がございました。それについて、今回、今度 11 月に開催の予定でございますけれども、そちらのほうの議題として上げる予定ではございます。

それから、次に移りますけれども、まず臨時職員さん、嘱託職員さんの判別、町民の方から見て区別等は、職員それぞれに名札等はつけてございまして、それについての苦情等はございませんけれども、先ほど申し上げたとおり、仕事の内容等もございまして、窓口立つ職員というのがおおむね臨時職員さんであり、嘱託職員については我々正職員を補佐するような形ですので、事務室の中にいることが多いということで、それに対しても職員さんの苦情等は出ておりません。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。私、団体補助金のことを話したわけではないのですが、ふれあい講座自体、もう既に事業費補助、ほとんど事業補助に近いものですよ。私が見ていて、これ事業費補助でないというふうには言えないかと、吉田集会所自体が事業費補助的なものであるというふうに考えているのですが、それ自体についての評価をしていくという、ふれあい講座について、団体補助ではなくて事業補助ですよ。これ事業費補助的なものがとても多いというふうに、実際にはほとんど事業費補助

に近いものだというふうにふれあい講座については考えています。

それについて、団体補助から事業補助というのはどうということなのかなという感じがあるのですけれども、ふれあい講座の評価というのは、今もされていないし、今のお話ですと、これから周りを見てやっていくということらしいのですけれども、実際にそこに来ている人たちではない人たちは、全然知らないわけですよ。知らないというか、もうほとんどかかわっていかないという形のことでふれあい講座が行われていて、それをどうやって広げていくかというのが、常に問題、課題として出てきているわけです、読んでいます。実際に参加していても、傍聴していてもそういうふうになっています。

それをまた、このふれあい講座というふうな形でやっていくわけですが、特に問題としているのは、嵐山町が新しく展開した事業に関しては、参加している方が結構多い。だけれども、従来からのものに関しては、余り参加者が少ない。特に私がすごく問題であるなど感じているのは、23年度もそうでしたけれども、特定の方々だけを限定した事業を進めていく。それについて全く評価もされていない。そのことについてはどのように考えていくのか。むしろ逆差別になっているのではないか。差別の予防ではなくて、逆差別を行政が持ってきてしまっているのではないかということについて、全くそれは逆差別ではなくて、差別の予防だというふうに考えていらっしゃるわけですよ。そのことについては私は違っていると思うのですけれども、その点についてどのようにお考えになっているか。差別の予防だからいいとい

うと、いっぱい歳別を予防するところ、場所というのはそれぞれあります。いじめだって予防するにはどんなことがあるか。いっぱいあります。これに関して言えば、そういったことを評価しないで、また24年度もやっていますよね。そういった問題について、町長は、いろんな人権問題がありますから、これだけに絞らないという形ではなくて、実際には逆差別をしているのではないのかというふうに私なんかは感じるのですけれども、その点の評価というのか、ないのですか。

私は、リーダーの人のための満足の事業を行っている。実際に社会的同和解決のための事業ではないというふうに考えています。ですから、リーダーの人が満足したら、それは社会的差別の予防ではないですよ。そういったことについての考え方が、嵐山町では本当の差別と、リーダーの人の持っている感覚についての差というのを、実際の評価というのをしていないですよ、今。それについて伺っているのですけれども、これは徐々に変わっていくとか、徐々に人権問題が広がっているからということではないはずなので、とても重要な問題だと思っているのですよ、このことについては。逆差別を行政が行ってはいけないうふうな感じに感じていますので、その問題なのですが、いかがでしょうか。

○吉場道雄委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ふれあい講座を中心に、1つの事業というのが実情に合っていないのではないかという内容です。私も地区の協議会に参加をさせて

いただく中で、委員の皆様からいろんな意見が出ます。それで、その意見の中の1つに、参加の人数が少ないのではないかと。せつかくの講座だから、もっと大勢参加者が出るような対応はとれないのだろうかというような意見が出ます。それにはどういうふうな対応をしたらいいだろうかということで、委員の中で話し合いが行われます。

そして、ある時期、ある時、今対象としている地区を隣のところまで広げてみたらどうだろうというようなことがあって、そういう連絡、そういう広報もしたり、そしてそれで実施をした。しかし、年度末の会議のときには、なかなか目的とした成果があらわれなかった。それで、次にはもっと、ではどういう形にかしていかなければいけないのではないだろうかという反省を込めながら、その会の中では検討を加えておりました。そういう中で、現実として今おっしゃるような状況に、はっきりいった、こうなったらこうなったというようなすばらしい成果が出るような状況の変え方というのができていない部分というのは確かに認めます。ですので、これから今言ったような会議の中も含めたり、あるいは町の補助金の適正化委員会、あるいはそのほかの会のあり方、いろんなところから、今度そここのところはどういうふうな対応がより成果が出る方向にいくのだろうかという方向に持って行く。そういうことで、もし何か不都合があるとすれば、そういう形を変えていければなというふうに思っております、固定的に考えているわけではありません。

それともう一つ、全く反省もなしに、きのうの続きはまたきょうだというよう

なことではやっていくのではなく、会の中でも話し合いは行われておりますし、その場に私も何回も参加をさせていただいて、私も意見を言っておるのが現状で、ご理解をいただきたいと思っております。

○吉場道雄委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 説明書の130ページの成人式の報奨品費7万8,260円があるのですけれども、こちらは何人分で、何を差し上げたのかお伺いをいたします。

それと、131ページの放課後子供教室事業の中で、放課後子供教室安全管理委員謝金というものが、去年は25名だったのが、今回19名、そしてその下が、アドバイザー謝金が1名ということで、去年8名だったのが1名ということで、何か事業内容が変わったのかお伺いをいたします。

あと、137ページの博物誌編さん事業の中で、調査委員の報奨24人分があるのですが、去年とこの人数は変わっておりませんが、去年は563万円で今回176万円ということで予算が大分減っているのですけれども、この3点、お伺いをいたします。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私からは130ページの報奨費、成人式報奨品代の7万8,260円についてお答えいたします。

成人式の実行委員会委員の謝礼ということで、実行委員会の委員の人

数は19人でございます。それから、謝礼として差し上げたものは、図書カードでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 金井交流センター館長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 放課後子供教室の安全管理委員さんとか、学習アドバイザーの人数の関係かと思いますが、こちらにつきましては平成23年度におきましては、定期的に毎週木曜日4時から5時までの1時間、各学校の皆さん、小学3年生から主に6年生までの方に集まりいただいて、いろいろみずから考え、またみずから皆さんたちが自分たちで体験するような活動をご父兄の方々にご協力をいただきながら開催してまいりました。そのほかに定期的な活動以外の日曜日とか土曜日とかに活動をしてございまして、去年との人数の違いというのは若干の行事の違いになるのかなというふうに思います。

安全管理委員さんとかにつきましては、その1年の中で何人いるというのではございませんので、例えばその定期的な木曜なら木曜日、23年度は木曜日に開催しておりましたが、そのときにお子さんを見守りとかできる方に、少なくとも2名から3名来ていただいておりますので、2名のときもあれば3~4名おいでいただいている日もございまして、それらの人数の違いでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 私は、博物誌の報奨費についてお答えいたします。

23年度、金額が大分下がったということでありますけれども、22年度までは、同じ部会なのですけれども、食物編、地質編の調査を行っておりました。現地調査を含む調査の回数が多かったということで、金額がかなり高額になっておりますが、23年度につきましては現地調査が終わりまして、取りまとめということで月大体1回ぐらいのペースの会議ということで済んでおりますことで、金額が大分下がっております。おかげさまで平成24年6月には、ウェブ博物誌ということでホームページを開設させていただきました。

以上です。

○吉場道雄委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 成人式の報奨品費なのですけれども、これは私、参加したお子さんたちに上げる物だと思ってお伺いしたのですけれども、ボランティア、役員さんがついてくださったその方々の報奨費だったのですね。わかりました。

それで、131ページのアドバイザーが、だから去年8名だったのが、1名のところも同じ内容なのでしょうか。お伺いします、これだけ。

○吉場道雄委員長 金井交流センター館長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 学習アドバイザーというの

が、平成 22 年度ของときは町のほうから選任というのですか、委嘱状を出して、前公民館長さんに学習アドバイザーになっていただいたという経緯もございました。それと、あと 23 年度におきましては、選任での学習アドバイザーの委嘱はしていなくて、この学習アドバイザーについては、具体的に申し上げますと、地域の方に、もちつきですとか、しめ縄づくりのご指導をいただいて、そのときに立場的に学習アドバイザーということになっていただいているものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 1点お聞きいたします。134、135 ページです。図書館の運営の問題なのですが、図書館で図書購入費、これが 23 年度で 399 万 9,970 円で、400 万円になるわけなのですが、この中で、1年間におよそ何冊ぐらいを購入して、それで廃棄処分している冊数はどのくらいあったのでしょうか。現在、本の冊数、今図書館の中にどのくらいあるのでしょうか。

それから、例えば寄附行為なんかで図書を寄附されているといのはあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○吉場道雄委員長 船戸図書館長。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 お答えいたしま

す。

まず、昨年度、図書購入費なのですけれども、繰越明許分ということで予算が400万ございました。また、一般費ということで同じく400万、計800万円の予算がございまして、それぞれこちらに記載のとおり、ちょうどいいくらいの使い切りということで、399万9,972円、それと399万9,986円ということで、相当数、ほとんど使い切っておりますが、本日、この分についての実質的冊数、購入冊についてはちょっと持参しておりませんので、申しわけございません。

なお、毎年古くなった本については廃棄処分ということをやっておりますが、そちらについても、本日、ちゃんとしたものは出ておりますけれども、持ってきてございませんので、申しわけございませんが。

それとあと、次に蔵書の件なのですけれども、こちらについて申し上げます。平成23年度末でございますけれども、9万6,899冊でございます。これはあくまでも一般書、児童書、郷土資料を含めた数字が9万6,899冊でございます。そのほかにAV資料というのがございまして、CD、CT、ビデオテープ、DVD、あるいはレコード盤でございますけれども、そういったものを含めまして、以上を含めまして4,484件でございます。これが、23年度末の蔵書の数でございます。

なお、ご参考までに、一応前年度、平成22年度末でございますけれども、本のほうが9万4,457冊、AV資料が4,407件でございます。

以上でございます。

〔「本の寄附」と言う人あり〕

○松戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 失礼しました。

まず、本の寄附でございますけれども、今おっしゃったとおり、大変蔵書のほうが多くなっておりますので、開架書庫あるいは閉架書庫も結構もう満杯状態となっております。昨年も途中までは寄附採納ということで本の寄附を受け付けておりましたけれども、大体半年、6～7月までは受け付けていたのですけれども、それ以後、今は寄附についてはお断り申し上げております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうすると、寄附の関係はもう今は受け付けていないと。本というのは、相当高額なものもあるだろうと思うのです。そういう中で、例えば専門書やなんかについては、購入するのも大変だなと。しかし、これはそろえたいなというものは、その図書館の中であるだろうと思います。そういう関係について、やっぱりそれは今の職員数で分類をしたり分析をしたりというのは大変だろうと思うのですけれども、やっぱりある程度、図書館の財政状況を考えていくと、そういうものも必要なのかなと思っているのですけれども、そこら辺はなぜというのは、図書館の中が狭くてどうしようもないと、置く場所もないと。寄附されたものも、ただ分類もしないで積んでおいただけだと

ということもあるのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○吉場道雄委員長 船戸図書館長。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 今、河井委員さんのほうからおっしゃったとおり、先ほど申したとおり、そういったことを昨年も全て寄附についてはお断りしているのではなくて、そういった専門書、一部分あるいは幾つか受け付けしております。そういったものは、何でかんで全てお断りしているのではなくて、確かにわざわざ持ってきていただくということが前提なのですけれども、持ってきていただいた上で、一応こちらで見て、それで大変貴重なものなのだというので受け付けしたのもございます。また、今後もそういったことを含めて、大変貴重なものもご寄附いただけるようであれば考えていきたいと思えます。

以上です。

○吉場道雄委員長 河井委員。

○河井勝久委員 わかりました。本は、かなり古印書から現代本までいろいろとあるだろうと思えますけれども、すごく貴重なものを持っている人もいますし、私もその家の中で、例えば親が今までずっと集めてきていた本が、世代が交代をすることによって全く関心がなくて、そのままごみと云っては悪いのですけれども、そういう形で売り出してしまった。古本屋さんに持って行ければいいので、そうでなくて、全くごみで捨てられていってしまうようなものもあるらしのんですけれども、その辺のところでは町もある程度、広

報だとか何とかでそういうものを寄附してもらえるものは寄附してもらって、分類が大変とは思うのですけれども、その辺の精査はちゃんとしながら、やっぱり大事なものは町の図書館として管理していくという形も必要なのだらうと思いますけれども、今後ともその辺のところは検討していただきたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 先ほど渋谷委員さんのほうから、大分細かく人権教育の推進事業には質問等がありましたけれども、私もあえて当事者でもありますけれども、違う分野から質問をさせていただきます。

まず、ふれあい塾、それからふれあい講座、これは対象地区をどこどこへ持っていつているのか、その対象としている、塾のほうは学校ですけれども、ふれあい講座のほうはどういう過程があって今の段階に広めてこられたかということをお尋ねをさせていただきます。答えることない。

〔「本人が……」と言う人あり〕

○松本美子委員 本人ではないですよ、私は。いろいろありますけれども、私もあえてこれはしっかりと取り組まなくてはならないという観点もありますの質問いたしておりますから、質問はさせていただきます。よろしいわけですよ、委員長。

○吉場道雄委員長 1問だけですか。

○松本美子委員 もう1問あります。

○吉場道雄委員長 ページ数をお願いします。

○松本美子委員 それと、同じようなことなのですけども、138 ページですが、そちらは一人一スポーツの関係ですが、こういった事業をやはりこちらでも取り組んでいるわけです。時にはソフトボール、あるいはアクアビクス、あるいはリラックスとかこういったような講座等が開かれて、講師等をお願いをし、報償金等が出ているわけです。そういった中で、前年度とは内容が変わっているなどというふうに見てきましたけれども、これはどのような基本をもとに教室を選定というのですか、決めていくというのでしょうか、そういう形でこの3つに変わってきたのでしょうか。そこをお尋ねします。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 まず、117 ページのふれあい塾、ふれあい講座の地区ということでよろしいでしょうか、対象の地区ということで。ふれあい塾につきましては、七郷小学校の小学校1年生から6年生までの全児童を対象に呼びかけて塾生を募集しております。

それから、ふれあい講座につきましては、吉田の1区、2区を対象に回覧を配布いたしまして、講座の受講生を募集しております。それから、一部特定の地区だけに呼びかけた講座もございます。

それから、今後の話なのですけども、人権問題もさまざまな人権ござ

いますので、今までは吉田1区、2区を中心にこういった講座の受講生を募集してきたのですけれども、今後はまた広く講座の受講生を募集するというような方向も検討してまいりたいと考えています。

次に、138 ページの一人スポーツの関係なのですけれども、今年度、ソフトボール教室を開催しました。こちらのほうなのですけれども、昨年8月6日の土曜日に実施いたしまして、埼玉県庁のソフトボール部の部員の方を講師に招きまして行いました。参加者は38人でした。

それから、アクアビクスにつきましては、これは何年かやっている講座でございまして、4回ほど開催いたしまして、7月、8月にかけて行いまして、15人が参加しております。

それから、リラックス体操教室なのですけれども、こちらは23年度新たに開催した教室でございまして、5回開催いたしまして12人の方に参加をいただきまして、リズム・アンド・ストレッチや、それからダンスセラピーなどの体操を行いまして、7月、8月にかけて5回ほど開催いたしました。

今年度、23年度新たにソフトボール教室とリラックス体操教室を設けたわけなのですけれども、こちらのほうにつきましてはスポーツ推進員の会議の中でどんな教室というようなことも出まして、たまたまスポーツ推進員の中にもソフトボールの関係の方だとか、あるいはリラックス体操の関係の方がおりまして、そういった関係で今回、2つの教室を新たに23年度開催させていただいたところであります。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、ふれあい塾のほうにつきましては、小学校全児童だということですから、わかりました。

それと、ふれあい講座のほうですけれども、最初に戻りますと、対象地区の第9支部というところだけが限定でこれは行われてきたというふうに私も承知いたしております。そういう中で広めた部分が、吉田全体ということで1区、2区というふうに広まってきて、ここが何年か続いてきていますから、これは評価にもつながるのではないかというふうに私は思っております。

そこまで広げてこられたということは、やっぱり理解度が出てきたというふうに、町長もそのようなお話をしておりましたけれども、そういったことにつながってきているので、差別事件が余り表立ったものが出なくなってきたのではないかというふうに考えていて、このふれあい講座につきましては、やはりこれから、今、課長が答弁してくれましたように、少しずつ広めていくなから、皆さんに理解をしていただき、行ってくるというような方向性が見えているのかなとふうには感じておりますけれども、そうしますと、この講座の内容ですけれども、大分指摘があったようですが、内容はどのようにして決定をしていくのでしょうか。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 講座の内容はどのように決定していくのかと

いうお話なのですけれども、集会所のほうの関係につきましては吉田集会所運営委員会等もごさいます。そういった中で協議をしていきながら、新年度事業、新年度、新しい講座についても検討をいただきたいと思っています。

以上です。

○吉場道雄委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、講座内容につきましては、特に何人か中心者の希望というか、自己満足というような言葉も出ていましたけれども、決してそういうことでなく、個人的な要望というか、そういうものに対応することではなく、運営委員会の中での決定権でやっていくということによろしいですか。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 吉田集会所運営委員会の中で決定、それからちょっと初めの答弁のときに漏れたのですけれども、集会所運営委員会、集会所祭り等もごさいます。そういった中では、講座参加者の方にアンケートなんかもとらせていただいております。そういったものもまた参考にしながら、新年度事業を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかにいます。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 では、ちょっと待ってください。質疑の途中ですが、休

憩に入りたいと思います。おおむね 10 分。

休 憩 午後 4時09分

---

再 開 午後 4時19分

○吉場道雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

文化スポーツ課に関する部分の質疑を続行いたします。

それでは、どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 22 ページのふれあい交流センターでいろんな会議や研修が行われるわけですけれども、その利用者から苦情等の意見というのはあるのかどうか伺いたと思います。

それから、この 22 ページの行政財産使用料、これはどこの施設なのか伺いたと思います。

それから、134 ページの図書館の件なのですが、13 款委託料の館内衛生害虫駆除業務委託料、これは図書館内の湿気の関係で害虫が出てくるのかなと思うのですけれども、その対策のための処理であるのかどうか、回数伺いたと思います。

それと、図書館がクラウド化になったというふうに聞いたのですけれども、場所がどこだか、差し支えなければ伺いたと思います。

それと、138 ページになるのかどうか、体育祭の件なのですけれども、昨

年、選手の選出において競技への影響、十分選手が選出できなかったというようなことで競技に影響というのは出ていたのかどうか伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 川口委員に聞きますが、ふれあい交流センターの利用者の苦情というのは、23年度分。

○川口浩史委員 そうです。

○吉場道雄委員長 答えられます。

金井交流センター館長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 ふれあい交流センターでの苦情やご意見ということでございますが、ふれあい交流センターにつきましては平成23年の6月6日に公民館が廃止されまして、23年の6月6日から同じく一部窓口業務というのですか、本庁の窓口業務に関することを開始させていただきました。実質、町民の皆様には部屋を使用いただき始めたのが6月20日からでございました。

直接、苦情とかということではないのですけれども、お客さんのほうから、公民館のときになかなか少ない部屋数で利用者が多いもので、使用の申請のあり方とか、例えば回数を制限してほしいですとか、違う方法がとれないものとか、そういったご意見がございました。その中で、23年の5月だったかと思うのですけれども、交流センターの運営協議会ということで、関係委員さん10名の委員会組織を設置していただきまして、交流センターがオ

オープンするときに、お客様の使用申請のあり方等を検討していただきまして、なるべく多くの団体の皆様が公平にお使いいただけるようご協議いただきまして、若干、回数を最初の1回目に申請する回数の制限ですとか、当初1カ月前から使用申請ができますので、その1カ月前の1日というものが、月初めが混み合って、なかなか事務が煩雑だったのですけれども、多少やり方を変えまして、1カ月前よりもちょっと前の2カ月前の月末ごろに事前申し込みというのをしていただきまして、その中で重なる団体だけを抽選で決めさせていただいて、あとは重なっていなければ1日の日に使用料金と許可証を交付させていただくということで、その点につきましては、今のところ割合それでもう大体1年来ましたけれども、スムーズな状態です。

それから、交流センターでのご意見につきましては、公民館のときにさまざまな講座をやってきた経緯がございます。ただ、昨年度は申しわけなかったのですけれども、講座のほうはなかなかちょっと駐車場も9月にたしか完成だったかと思うのですけれども、狭いセンター側のほうに14台分ぐらいしかスペースがなくて、それで使用されるお客様のほかに、町がそこへまた何十人か集まる講座を開催するということがなかなか予定が立ちませんで、そういった講座ができなかったという経緯がございました。その中でご意見といたしましては、今までやっていたような講座を開催してほしいというようなご意見は2~3ございました。

それと、22ページの行政財産使用料につきましては、ふれあい交流セン

ターの中に、2階に商工会の事務室がございます。商工会の事務所になっている部分の1年間の使用料ということで、1件で20万円で、こちらにつきましては交流センターができ上がって、引っ越しが完成したのが6月からですので、6月から3月までの10カ月分、失礼しました。その使用料ということでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 船戸図書館長。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 それでは、私のほうから管内の衛生害虫駆除についてご説明いたします。

まず、川口委員がおっしゃっているのは、カビによる対策というふうにお考えだと思うのですが、こちらについては毎年実施しております通常の害虫駆除でございます。

また、川口委員さんのおっしゃっているのは、たしか平成22年度に初めて実施いたしました。こちら3年に1度ということですので、来年度、25年度、一応実施するという事の予定になっております。そのときにかかった費用なのでございますけれども、大体47万かかっております。ですから、11月には予算のほうの申請を上げたいと思っております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私のほうからは、クラウドのセンターの場所

ということなのですけれども、こちらにつきましては神奈川県ということをお願いしたいと思います。

それから、ページ 138 の体育祭の選手の選出の関係なのですけれども、去年の状況を見ますと、1つ、2つの区で欠場した種目もございました。しかしながら、多くの区ではほとんど欠場することなく、全ての種目のほうに出場していただいている状況でございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 行政財産使用料ですが、35 ページに商工会ありますよね。財産収入で、これはそうすると4月から5月までの分をいただいたという理解でよろしいのでしょうか。

それと、カビ対策なのですけれども、そうするとカビ対策は、何とか 23 年度はしなくてもよかったということになるのでしょうかけれども、カビは発生したのかどうか伺いたいと思います。

それと、クラウドの、これ市町村の名前まではおっしゃれないのですか。ちょっとその辺は、どういうふうな関係になっているのか、ちょっと伺えればと思います。

あとは結構です。

〔「これは総務課」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 いいですか、川口委員、そのところは。川口委員、い

いですか、そういうことで。総務課。

〔「恐らくというのなら答えてもいいのです

けれども」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 すみません。恐らくということはないということで、川口委員、ちょっとそこは質疑はできないので、よろしくお願いします。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 クラウドのセンターの場所の関係なのでけれども、ちょっと私詳しい取り決めについて承知しておりません。ということなので、場所につきましては、今現在では神奈川県ということでちょっとご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○吉場道雄委員長 船戸図書館長。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 今年のカビの状況でございますけれども、多目的室に、あるいは視聴覚室等で今まではずっと発生していたのですが、毎朝換気等に十分気をつけておりますので、新たなカビは発生しておりません。

なお、休憩室、職員がお茶を飲んだり、あるいは食事をしたりするところ、ちょっと狭いところなのでございますけれども、そこに大分カビの発生が見られましたので、常時、まずぬれ雑巾で拭いて、あるいは除湿機を購入いたしまして対策をしております。

以上でございます。

○吉場道雄委員長 川口委員。

○川口浩史委員 クラウドの件なのですが、課長は知っているのだけれども、今の段階では答えないということなのですか。では、ちょっときちんとその点伺いたいと思います。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 実際、私もその場所には行っております。しかしながら、今言ったように取り決めでどういうふうな状況になっているかはっきりいたしませんので、この場ではそういうことをご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○吉場道雄委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 ちょっと歳入部分でお聞きをしておきたいのですが、23ページのBGのミーティングルームが36万、歳入の部分で入っているのですけれども、これは年間契約なのですか。どこの団体に貸し付けているのでしょうか。

それと、38ページのふれあい交流センターの維持管理料が入っているというのは、これはどういうことなのでしょう。

その2点だけ課長にお聞きしたい。

○吉場道雄委員長 では、大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 23ページの行政財産使用料、ミーティング

ルーム使用料の1件 36 万円の件なのですけれども、こちらにつきましては図書館のほうのミーティングルームをむさし台に貸している1件でございます。月3万円で12 カ月分ということでございます。

以上です。

○清水正之委員 わかりました。

○吉場道雄委員長 金井交流センター館長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 38 ページのふれあい交流センター維持管理料ということでございますが、こちらにつきましては商工会さんの分の維持管理料ということで、内容的には光熱水費の相当分を期間割、交流センターで使用した電気、水道料等を勘案して、面積割合で勘案したものを商工会さんのほうから納入いただいたものでございます。

以上です。

○吉場道雄委員長 清水委員。

○清水正之委員 商工会の光熱水費の使用料については、ではきちっとした数値が出ていないということなのですね。メーター等も含めて、そういう形で使用料等についてはきちっとするということとはできないのですか。

○吉場道雄委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 ふれあい交流センターの維持管理料ということで、商工会さんのほうから電気料、上下水道料金を面積案分で見積もっている関係なのですけれども、こちらについては別のメーターをつけるこ

とができないということで、面積案分というふうな形をとらせていただいております。

以上です。

○吉場道雄委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄委員長 質疑がないようですので、文化スポーツ課に関する部分の質疑を終結いたします。

---

◎散会の宣告

○吉場道雄委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後 4時37分)